

資料
100329 懇談会

# 福山市景観計画 (素案)

福山市

－ 目 次 －

<はじめに> .....	1
<b>第1章 福山市の景観特性</b>	
1 景観とは .....	2
2 景観のとらえ方 .....	2
(1) 景観の種類 .....	3
(2) 景観の形状 .....	3
3 福山市の景観特性 .....	4
(1) 自然的な景観の特性 .....	4
(2) 都市・集落の景観の特性 .....	6
(3) 歴史・文化的な景観の特性 .....	9
4 福山市の景観構造 .....	11
(1) 福山らしい魅力的な景観を支える下地 .....	11
(2) 福山らしい魅力的な景観の骨格 .....	12
(3) 景観構造図 .....	14
<b>第2章 景観計画の区域と方針</b>	
1 景観計画区域 .....	15
2 良好な景観の形成に関する方針 .....	16
(1) 景観づくりの理念 .....	16
(2) 景観づくりの目標 .....	17
(3) 市全域の景観づくりの方針 .....	18
1) 市全域の景観づくりの方針 .....	18
2) まちづくりのゾーニングに応じた景観づくりの方針 .....	21
(4) 地域別の景観づくりの方針 .....	23
1) 中央地域 .....	24
2) 東部地域 .....	27
3) 西部地域 .....	30
4) 南部地域 .....	33
5) 北部地域 .....	36
6) 北東地域 .....	39

### 第3章 景観づくりに向けた取組

1 協働による景観づくり	42
(1) 景観づくりの取組概念	42
(2) 市民・事業者と行政の役割	43
2 景観づくりの施策	44
(1) 建築行為や開発行為等のルールづくり	45
(2) 景観づくりに関する事業等の実施	46
(3) 景観づくりのための体制づくり	47
(4) 景観意識の向上のための啓発活動	48
3 良好な景観づくりのための行為の制限	49
(1) 届出が必要な事項	49
(2) 景観づくりの基準	50
4 景観形成地区の基本的な方針	53
5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	54
(1) 景観重要建造物の指定の方針	54
(2) 景観重要樹木の指定の方針	55
6 その他の良好な景観づくり	56
(1) 屋外広告物の表示や物件の設置についての基本的な方針	56
(2) 景観重要公共施設の整備についての基本的な方針	57

#### <資料編>

1 福山市景観計画検討懇談会	58
2 福山市の景観に関する市民アンケート調査概要	62
3 福山市景観計画策定の経緯	68
4 景観大賞受賞一覧	69
5 景観まちづくりに係る他法令適用現況資料	72
6 用語解説	80

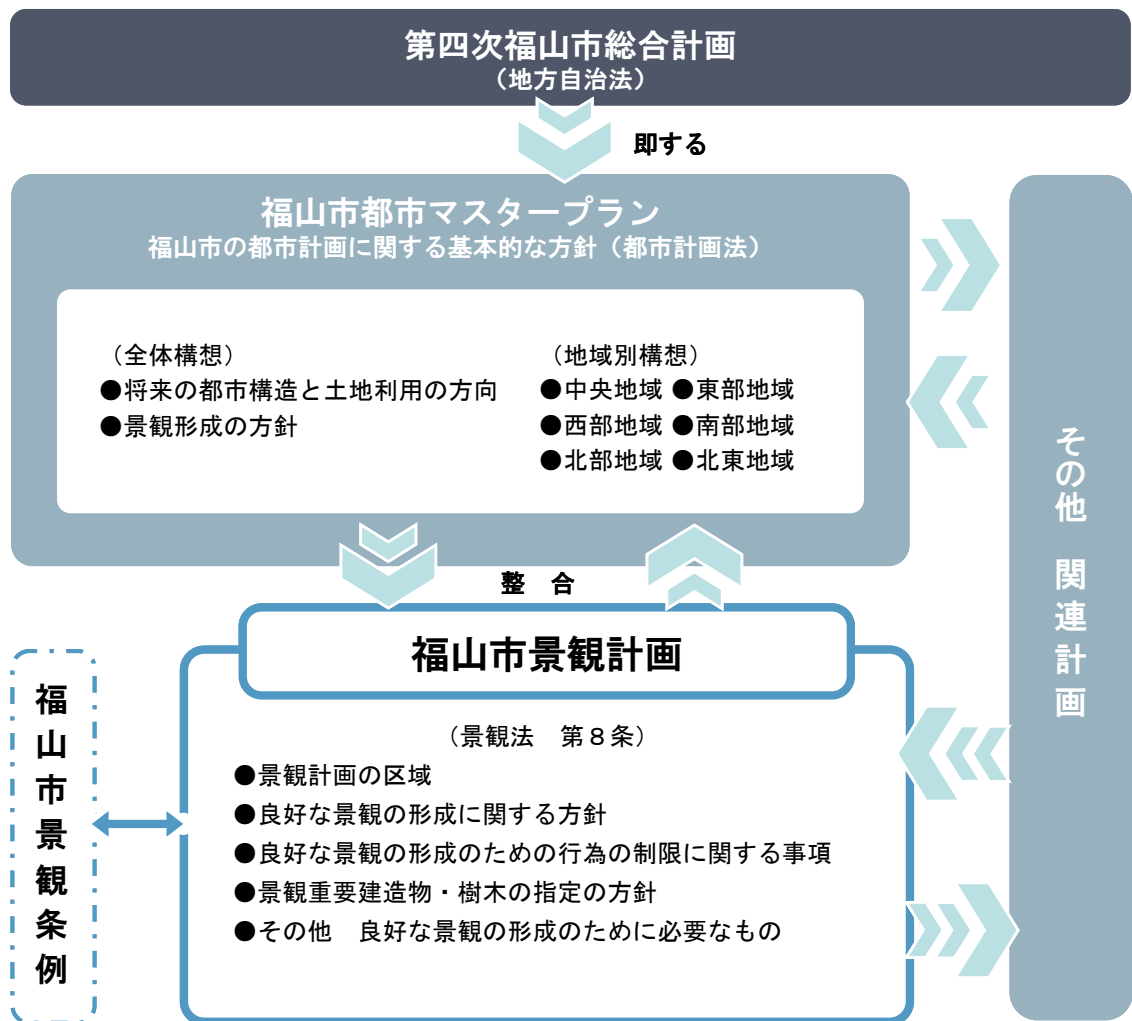
はじめに

2004年（平成16年）12月、景観法（平成16年法律第110号）が全面施行され、市町村などが地域の特性を生かした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。

本市は、2007年（平成19年）3月に「第四次福山市総合計画（以下「総合計画」という。）」を策定し、将来都市像としている「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち 福山～」の実現に向けて「自然と調和したうるおいとゆとりのある環境と景観の形成」という基本施策のもと、景観の形成に関する取組を進めています。

また、2008年（平成20年）8月には、本市の都市計画に関する基本的な方針である「福山市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）」を改定し、美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に向け、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい良好な景観形成をめざし、都市づくりを進めています。

福山市景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるものであり、上位計画となる総合計画や都市マスタープランをはじめ、その他の関連する計画と整合を図りつつ、本市の景観特性や市民の皆様の意見などを踏まえて、都市計画をはじめとするまちづくり分野との連携を前提とし、景観づくりの基本的な考え方を定めるとともに、景観法の制度を活用した実効性のある取組について示したものです。



景観計画の位置づけ

## 第1章 福山市の景観特性

### 1 景観とは

「景観」とは，“まちや地域がどのように見えるか”ということであり，対象となる景（風景，景色）と，それを見る人との関係から成り立つものです。

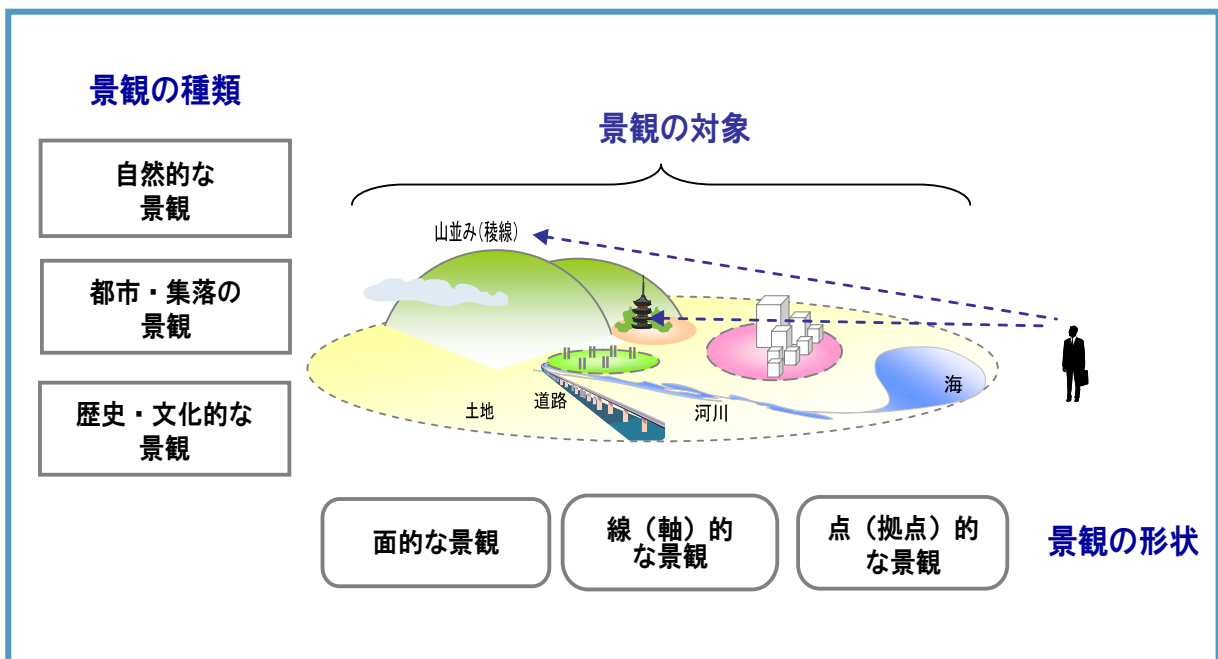
また，景観には，地域の歴史，地勢や生態系などの風土，文化・伝統，技術の進歩や法制度などと人々の暮らしや経済活動など，様々な背景があります。

したがって，これらが一体となって目に見えるものが「景観」であり，対象として見ているものだけでなく，それを取り巻く空間を含めて全体としてとらえることが重要です。



### 2 景観のとらえ方

こうした，私たちの視界の中で多様な姿をみせている景観を，体系的に抽出して整理するために，“種類”や“形状”によって分類し，とらえることとします。



## (1) 景観の種類

### 自然的な景観

山地や海，河川等の自然で構成される景観



### 都市・集落の景観

各種の都市施設や市街地，または農山漁村などで構成される景観



### 歴史・文化的な景観

歴史的まち並み，歴史的遺構などで構成される景観



## (2) 景観の形状

### 面的な景観

土地や地形とその利用形態によって，面状に一定のまとまりや広がりをもって形成されている景観



### 線（軸）的な景観

道路や河川，海岸線や山々の稜線など線状につながりをもって形成されている景観



### 点（拠点）的な景観

歴史的建造物，ランドマークとなる施設や樹木などを中心にスポット的に形成されている景観



### 3 福山市の景観特性

ここでは、景観の種類と形状を踏まえ、本市における自然的・地形的条件や景観資源の分布状況，地域の生活文化などからなる，魅力的な景観や特徴的な景観を，景観特性として整理します。

#### (1) 自然的な景観の特性

##### 1) 面的な景観

###### ●標高の高い山地部

市域の北部及び南西部には，京ノ上山（611m）や蛇円山（546m），熊ヶ峰（438m）をはじめ，中国山地に連なる山々が広がっています。



蛇円山と周辺の山々



熊ヶ峰からの眺め

###### ●まとまりのある農地

市域の北部を中心に，芦田川や高屋川などの河川沿いには，まとまりのある肥沃な農地が形成され，広がっています。



新市周辺



本郷周辺

###### ●瀬戸内海の穏やかな海面と島々

市域の南部には，瀬戸内海の穏やかな海面に浮かぶ島々の風光明媚な姿が広がっています。



瀬戸内海の夕日と海面



仙酔島 弁天島

##### 2) 線（軸）的な景観

###### ●山々の稜線となだらかな傾斜地

山々の稜線と山辺のなだらかな傾斜地の眺望は，道路や河川，まち並みなどとともに，良好な景観を形成しています。



彦山の稜線(水呑)



黄葉山の稜線(神辺)



●山々を縫って流れる河川や水路

山々を縫って市域を流れる芦田川をはじめとした河川は、古くから市民の生活を支え、文化を育んでいます。また、身近な水路などでも様々な生物が生息するなど、豊かな自然がみられます。



芦田川



道三川

●瀬戸内海国立公園に指定されている海岸線

市域の南部の海岸線などは、瀬戸内海国立公園に指定されており、穏やかな海の景色とともに、多彩な表情がみられる美しい自然海岸や海浜が残されています。



鷲が巣(内海)



横山海岸(内海)

3) 点(拠点)的な景観

●豊かな自然を携えた自然公園

山野峡県立自然公園や瀬戸内海国立公園の四季折々の景色は、多くの人々に安らぎと潤いを与えてくれます。



山野峡県立自然公園



仙酔層と岩脈

●地域に親しまれている樹木

市域の各地には、地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺景観と一体となった素晴らしい景観を形づくるものとして大切にされている樹木があります。



福山城の桜・木々



福泉坊のしだれ桜(沼尻)



御野小学校のケヤキ



宜山小学校のメタセコイア



## (2) 都市・集落の景観の特性

### 1) 面的な景観

#### ●特徴的，良好な景観を有する市街地

本市は，戦後の復興，高度経済成長期とともに工業・産業都市として著しい発展を遂げてきました。今日では，中心部の市街地をはじめ，周辺部に広がる土地区画整理事業によって整備された市街地など，多様な住宅地が形成されています。また，福山駅周辺を中心とした商業地や，大規模製鉄所の工場群をはじめとした工業地なども形成されています。



#### ●落ち着いたある集落地

市域の北部や南西部を中心に広がる集落地では，生け垣や石積み，蔵づくりや茅葺きの建築物など，かつての農村集落のおもむきが残されています。また，市域の南部の穏やかな海面と一体となった沿岸部の集落では，漁業や海上交易の寄港地として栄えた面影も残されています。



### 2) 線（軸）的な景観

#### ●にぎわいをつくる商店街

市街地の商店街は，にぎわいの核であり，快適な生活空間を象徴する景観として市民に親しまれています。



●幹線沿道に展開される商業・サービス施設

国道2号や国道182号，国道486号など，市街地を走る幹線道路沿道に展開される多様な商業・サービス施設は，新しい活力を生み出していますが，一方で，快適な沿道景観の形成も求められています。



●みどり豊かに修景された道路空間

駅前大通りをはじめとした市内の幹線道路や生活と密接に係わるコミュニティ道路では，街路樹などによりみどり豊かに修景され，潤いのある空間を演出しています。



●交流を支える鉄道や道路

山陽本線や福塩線などの車窓の眺めや，海岸沿いの幹線道路などからの眺めは，市民はもとより訪れる人々にも親しまれています。



3) 点(拠点)的な景観

●ランドマークとなる建築物

多くの人々が集い利用する公共施設など，地域らしさやシンボル性が高い建築物は，ランドマークとなってまちづくりを先導する役割を果たしています。



●にぎわいの核となる駅周辺

市役所や文化ホール，美術館，図書館などが立地する福山駅周辺は，人々を迎える玄関口として，風格あるシンボル性の高い空間を演出しています。



●潤い豊かな公園

市街地の大規模な公園をはじめ、各地域に点在する小規模な公園やポケットパークは、市民の生活に密着しており、日々の生活に憩いと安らぎを与える大切な空間となっています。



●自然や歴史と密接に結びついた地域固有の伝統文化やイベント

景観は、自然環境やまち並みだけでなく、日常での様々な活動や人々の暮らしの様子、文化的な薫り、四季折々の移ろいの中で行われるまつりや地域ごとの祭事・イベントなども、生活の中で積み重ねられ、つくられる固有の景観といえます。





### (3) 歴史・文化的な景観の特性

#### 1) 面的な景観

##### ●歴史や風土を伝える遺跡・史跡群

市域の各地には、古代から現代まで続く長い郷土の歴史や文化を伝える貴重な遺跡・史跡群があります。特に市域の北部には、国史跡で県内最大級の前方後円墳の二子塚古墳をはじめ、国分寺西側丘陵に広がる古墳群など、田園景観と一体となった遺跡・史跡群がみられます。



##### ●暮らしのなごりを残す歴史的なまち並み

市域の各地には、伝統的建造物群保存地区に指定している「鞆のまち並み」や、西国街道の宿場町のなごりを残す「神辺のまち並み」をはじめ、かつての港町をしのばせる「内海のまち並み」など、それぞれの時代に営まれた地域固有の暮らしのなごりを今に伝える歴史的なまち並みが残されています。



#### 2) 線(軸)的な景観

##### ●往時の風情を残す街道筋

古代山陽道や中世以降の西国街道など、文化や社会の交流を支えた街道筋には、今でも石碑や辻堂など、往時の風情が残されています。



### 3) 点（拠点）的な景観

#### ●歴史を物語る貴重な歴史遺産

市域の各地には、古代、中世から福山城が築かれた江戸時代、そして現代へと続く長い歴史の中で、福山城跡や明王院，鞆の浦や神辺地区に残る建造物など，当時の隆盛と繁栄をしのぼせる貴重な歴史遺産が残されています。



福山城



明王院



神辺本陣



福禅寺 対潮楼

#### ●寺院・神社や歴史的建造物

市域の各地には、地域で大切にされてきた寺院や神社など，長い歴史の中で受け継がれ，古いまちの面影や生活様式をうかがわせる歴史的建造物などが残されています。



吉備津神社



備後国分寺

さらに当時の生業（農業，商業など）や生活の様子がしのばれる民家や蔵などが今でも活用され，地域の生活と密接に係わる身近な歴史資源として残されています。



信岡家住宅(新市)



福山誠之館高等学校記念館

#### ●福山の発展を象徴する近代の遺産等

市域の各地には，本市が近代，明治期以降に工業都市として姿を変え，備後地域の中心都市として発展してきた時代を物語る建造物が残されています。



はきもの博物館(コーヒー館)



中国銀行松永支店



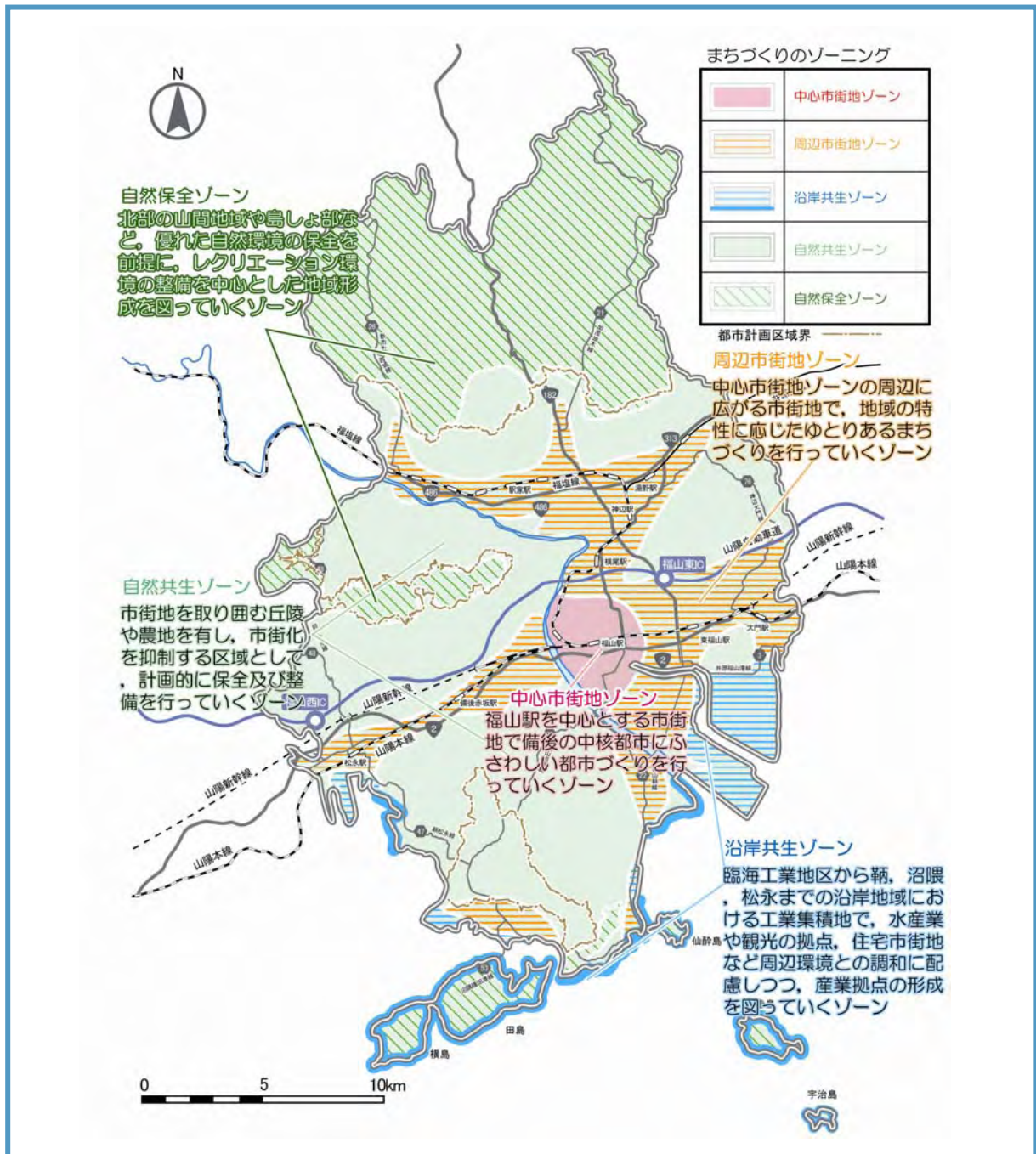
## 4 福山市の景観構造

景観づくりを進める上では、だれもが共通に思い浮かべることができる都市のイメージを創り上げることが必要です。

ここでは、その都市のイメージを明確にするために、景観特性（福山らしい魅力的な景観）を踏まえた、主な景観の構造を整理します。

### (1) 福山らしい魅力的な景観を支える下地

景観は、土地や地形のほか、人々の営みを反映した土地利用特性などを背景として形成されています。そこで、「福山らしい魅力的な景観を支える下地」として、本市の「まちづくりのゾーニング」を示します。





## (2) 福山らしい魅力的な景観の骨格

都市のイメージをより明確にするため、福山らしい魅力的な景観を構成する骨格を「みどり」、「水」、「にぎわいの核と軸」、「心に残る眺め」の4つの要素によって整理します。

### ● みどり

本市の地形は、蛇円山や石槌山などの山並みのみどりを背にして、海側に開く形をなしています。

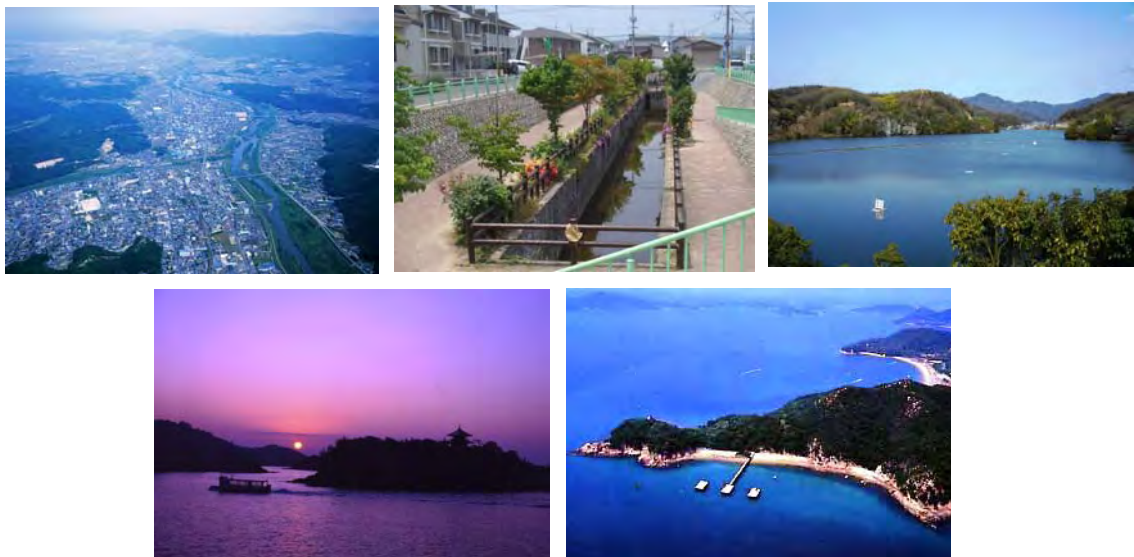
また、起伏に富んだ山々や山辺を縁取る連続した斜面地、周辺の木々と一体となって四季折々に表情を変える里山などは、潤いと季節感あふれる多様な姿を感じさせてくれるものであり、景観の骨格といえます。



### ● 水

広大な平野や道路・鉄道網など、本市を形づくるものの多くは、市域を貫く一級河川芦田川の水系に沿って発展してきました。また、小さな河川やため池も多く、周辺の市街地に潤いを与えています。

その他、穏やかな瀬戸内の海面とそこに浮かぶ大小の島々が織り成す多島美、美しい海岸線なども、ふるさとの姿を感じさせてくれるものであり、景観の骨格といえます。



● にぎわいの核と軸

市中心部では、福山駅南側を中心に商業・業務地が広がり、快適な都市の生活を演出しています。一方で、本市のシンボルである福山城とその周辺のみどりからなる空間やばら公園・緑町公園などのばらが咲き誇る空間は、人々の憩いの場ともなっており、安らぎを与えてくれます。

こうしたにぎわいの核は、市民のみならず訪れた人々にも、まちの活気と福山市らしさを伝える景観の骨格といえます。

さらに、地域生活を支える拠点となる地区や、これらの拠点を結び市街地を走る幹線道路は、商業・サービス施設の立地による活力や、街路樹などの修景による潤いなどを感じさせてくれる景観の骨格といえます。



● 心に残る眺め（自然や歴史・文化，生活を感じさせてくれる）

心に残る景観は、自然や歴史・文化，生活を感じさせてくれる，心の中に息づいている風景なども大きな要素となります。

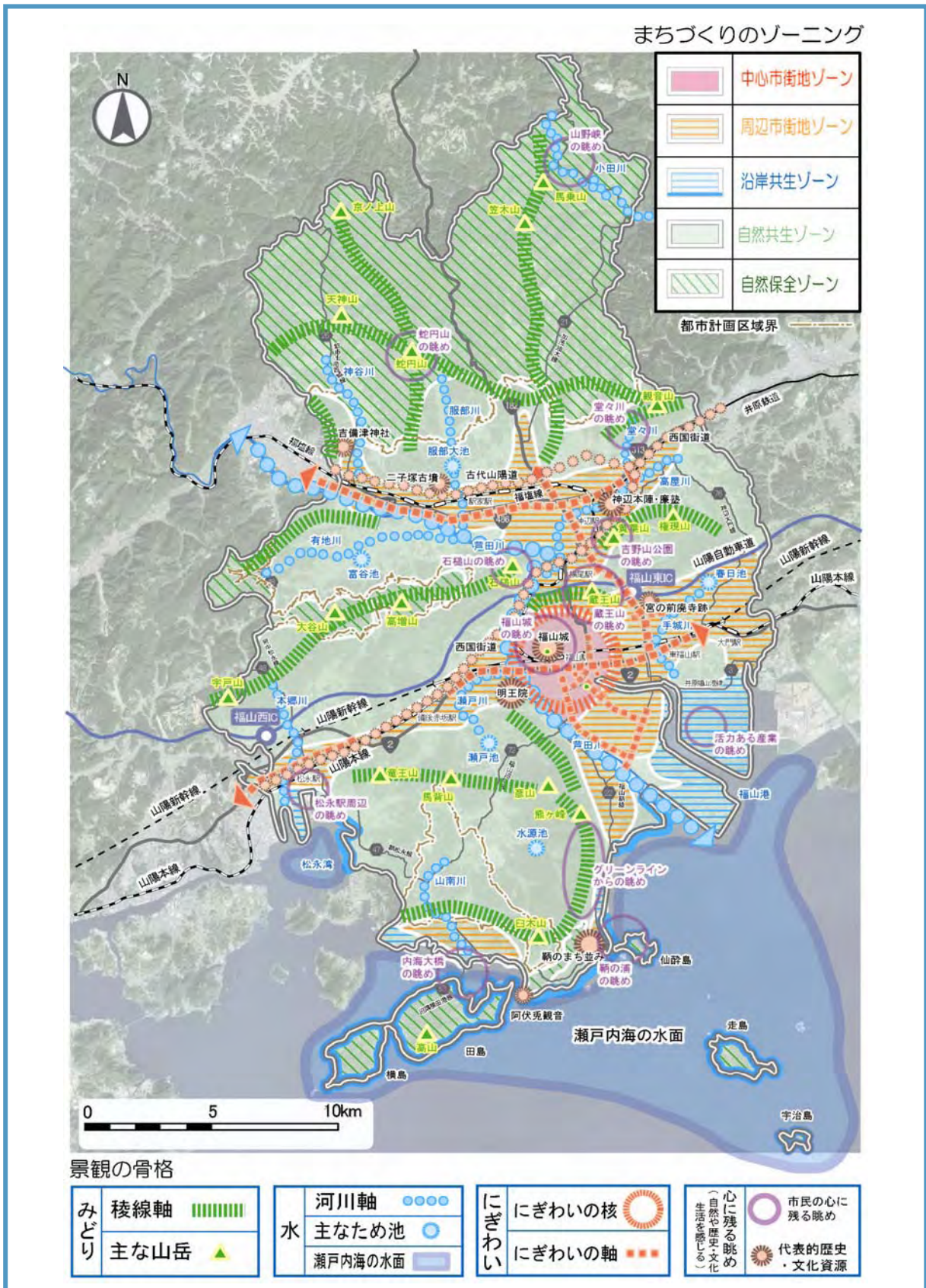
特に，市民が「福山の心に残る景観や素晴らしい眺め」として掲げる福山城や鞆の浦，グリーンライン（熊ヶ峰），蔵王山山頂，内海大橋などは，本市の自然や歴史，文化，生活を反映し，心に残る景観として最も象徴的な存在となり，景観の骨格といえます。





(3) 景観構造図

「まちづくりのゾーニング」を景観を支えるための下地とし、その上に「景観を構成する骨格」を重ね合わせ、本市の都市のイメージを景観構造図として示します。



景観構造図

## 第2章 景観計画の区域と方針

### 1 景観計画区域

本市では、山並みや河川、瀬戸内海とその島々などの自然的な景観、住宅地・商業地・業務地や集落地などの都市・集落の景観、福山城周辺に代表される歴史・文化的な景観、といった、自然や人の手によって作りだされた様々な景観が形成されています。

今後もこうした福山らしい魅力的な景観を生かし、より良い景観として整備・保全していく必要があります。

また、景観法の各種制度の多くは、「景観計画区域」の中で活用できることとなっており、様々な地域で制度を活用した施策を展開するためには、特定の場所や地域を計画の対象から外すことは望ましくありません。

以上のことを踏まえ、本市の行政区域内の土地全体（水面を含む。）を景観計画区域とします。





## 2 良好な景観の形成に関する方針

### (1) 景観づくりの理念

#### ●まちづくりを実現するための景観づくり

良好な景観は，地域の自然や歴史・文化などと，人々の暮らしや経済活動などとの調和により形成されているものといえます。

したがって，景観づくりをまちづくりのための手法のひとつとしてとらえ，めざすべきまちの将来像を描き，その実現を図るための景観づくりに取り組む必要があります。

こうした視点とともに，本市のまちづくりの方向性を示した上位計画である総合計画や都市マスタープランを踏まえ，景観づくりの理念を次のとおりとします。

#### 【景観づくりの理念】

### 笑顔あふれる景観まちづくり



良好な景観づくりに取り組むことにより，市民が誇りと愛着を持ちながら快適に暮らすことができ，また中国・四国地方の拠点都市として，まちを訪れる人も潤いや楽しみ，喜びが感じられるような，“笑顔あふれる景観まちづくり”を進めます。

## (2) 景観づくりの目標

### ●多様な景観資源が輝く、福山らしい魅力的な景観の発見と育成

本市には、市域の北部を中心とした山岳部や丘陵地、市域の南部に広がる自然海岸や多島美をはじめ、福山城周辺地区や鞆地区、神辺地区の歴史・文化景観など、地域特性を背景とした多様な景観資源が、市民に親しまれています。また、広い市域にはあまり知られていない地域固有の景観資源もあります。

これらの景観資源を、守り・育て、見つけ・磨くことで、市民が誇りと愛着を感じられる景観づくりやまちを訪れる人が本市に魅力を感じられる景観づくりに取り組む必要があります。

### ●自然や歴史と人々の営みが調和した景観づくり

自然的なものと人工的なもの、古いものと新しいものが共存する本市では、自然に囲まれた人工物や、新旧入り混じった都市景観がそれぞれの地域で見られます。

山林や田園集落、市街地、沿岸部などそれぞれの地域で、めざすべきまちの将来像を踏まえ、調和の図られた景観を形成するため、地域資源や地域特性を生かした景観づくりに取り組む必要があります。

こうした視点を踏まえ、景観づくりの目標を次のとおりとします。

#### 【景観づくりの目標】

### 景観から感じる“多様な魅力にあふれた福山づくり”



多様な地域の資源や魅力を発見・育成し、地域の特性に応じたバランスと調和を図りつつ、市民が誇りと愛着を持ち、まちを訪れる人に本市の魅力を発信できるように、景観から感じる“多様な魅力にあふれた福山づくり”を進めます。



### (3) 市全域の景観づくりの方針

#### 1) 市全域の景観づくりの方針

景観づくりの理念と目標のもと、本市全域の景観づくりの方針を次のとおりとします。

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり

～「みどり」・「水」を守る～

まちの郊外に広がるみどり豊かな農地や山林，瀬戸内海の島々，水をたたえる河川や池，海岸などの自然は良好な都市環境を形成し，都市生活に潤いと安らぎを与える貴重な資源です。

今後は，これらの自然環境を適切に整備・保全するとともに，「ばら」，「クスノキ」をはじめとする市の花や市の木など，風土，文化にあった植物を大切に，多様な自然を身近に感じられる景観づくりを進めます。



## まちの潤いやにぎわい，活力を感じる景観づくり

### ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

本市の玄関口となる福山駅周辺では，南側を中心とした市街地がにぎわいを創出している一方で，北側の福山城公園周辺などのみどり豊かな空間やばら公園・緑町公園などのばらが咲き誇る空間は，安らぎを与える憩いの場となっています。

また，地域生活の拠点となる地区や市街地内の幹線道路は，商業・サービス施設の立地や修景により，快適な都市の生活を演出しています。

今後は，都市の機能性との調和を図りつつ，これらを計画的に整備・保全し，活用するとともに，ばらや季節感のある街路樹などを効果的に配置することにより，まちの潤いやにぎわい，活力が感じられる景観づくりを進めます。





## 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり

～「心に残る眺め」を大切にする～

福山城、鞆の浦などの歴史・文化的な眺めや、グリーンライン（熊ヶ峰）、蔵王山山頂からの眺望、内海大橋などの眺望は、心に残る大切な景観として、市民だけでなく訪れる人々にも親しまれています。

これらの景観は、日々の営みの中で築かれてきたものであり、今後も、自然や歴史・文化と人々の暮らしの調和を図りつつ、計画的に整備・保全し、活用することにより、次世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。



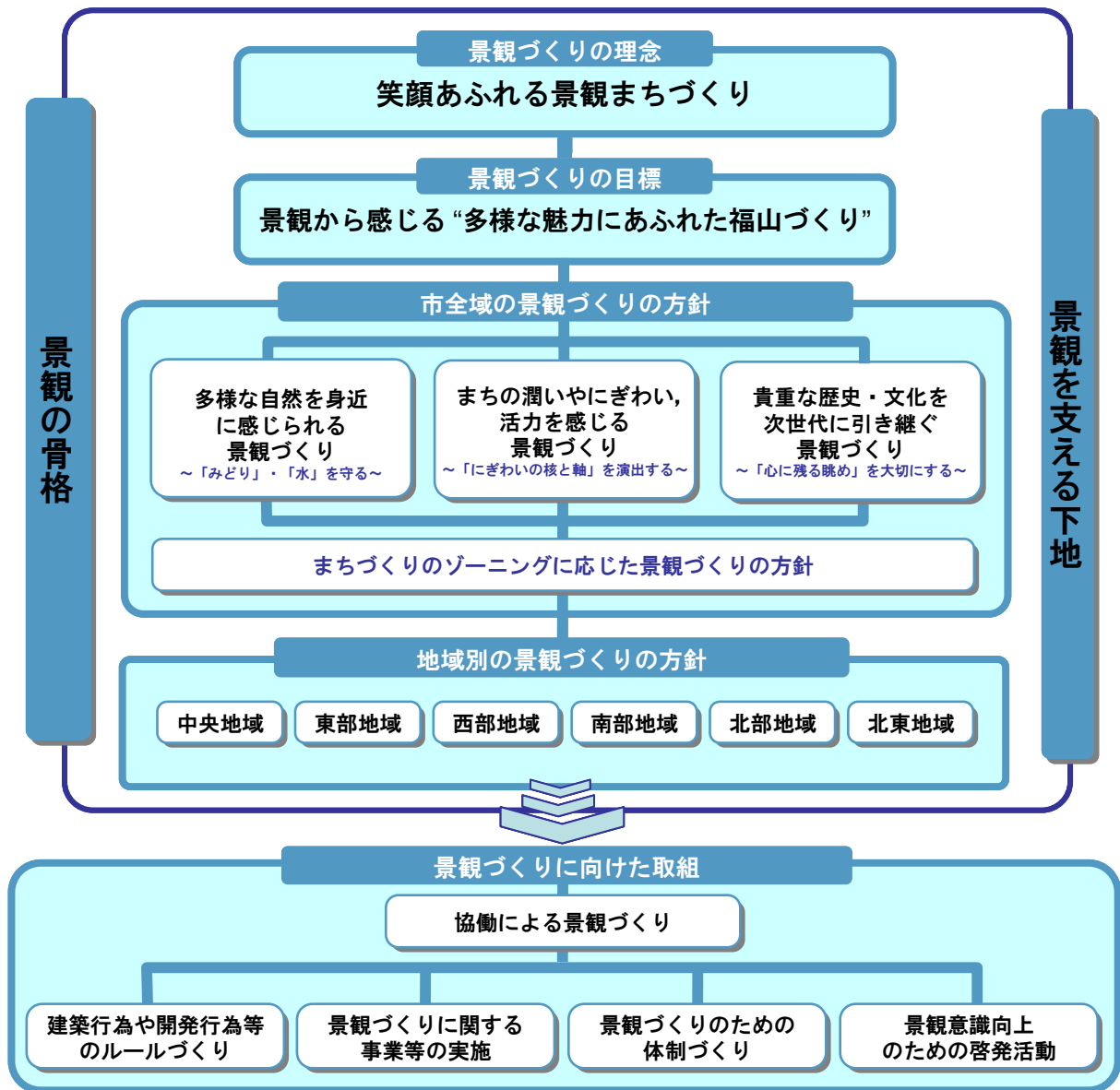


2) まちづくりのゾーニングに応じた景観づくりの方針

景観づくりはまちづくりを実現するための手法のひとつであり、上位計画に示されるまちづくりの方針などとの整合を図ることが必要です。そこで、都市マスタープランにおける地域別まちづくりの方針を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた景観づくりの方針を示します。

まちづくりのゾーニングに応じた景観づくりの方針			
方針 まちづくりの ゾーニング	多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～	まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～	貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～
中心市街地 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都心部に残る貴重な風致を保全・活用した落ち着いた景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中核都市にふさわしい風格とにぎわい、楽しさが感じられる景観づくり</li> <li>●歩いてみたくなる景観づくり</li> <li>●幹線道路沿道の快適な景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活力ある現代都市景観と歴史・文化的景観とが融合した格調高い景観づくり</li> </ul> 
周辺市街地 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みどりや水辺などの自然環境と調和した景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な地域特性を生かした地域の「顔」となる景観づくり</li> <li>●魅力的な住宅地景観づくり</li> <li>●幹線道路沿道での潤いやにぎわい、活力ある景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民が誇りと愛着を感じる歴史・文化的資源を生かした景観づくり</li> </ul> 
沿岸共生 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内海に浮かぶ島々と一体となった美しい自然海岸に配慮した景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活力が感じられる産業景観づくり</li> <li>●安全で住みよいまちづくりと調和した魅力的な景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内海の自然や歴史・文化と現代の公共施設や工作物が調和した景観づくり</li> </ul> 
自然共生 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芦田川等の水辺や地域を取り囲む山々のみどりと一体となった景観づくり</li> <li>●農地の持つ多面的機能に配慮した景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幹線道路沿道での自然環境と調和した快適な景観づくり</li> <li>●農業振興施策と連携した活力ある集落地の景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山々のふもとに広がる田園や集落地の調和した景観づくり</li> <li>●歴史・文化的資源や周辺の風致を保全・活用した個性的な景観づくり</li> </ul> 
自然保全 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地や集落地の背景となるみどりの保全を踏まえた景観づくり</li> <li>●瀬戸内海に浮かぶ島々など、自然海岸と山並みが織りなす貴重な自然環境に配慮した景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境を保全・活用したレクリエーション施設などの魅力的な景観づくり</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然が感じられる眺望点の景観づくり</li> <li>●自然環境や産業と調和した集落地の景観づくり</li> </ul> 

景観づくりの体系図



※「まちづくりのゾーニングに応じた景観づくりの方針」は、都市マスタープランで区分した「まちづくりのゾーニング」ごとに景観づくりの方針を示したものであり（P21）、これをベースとして踏まえたうえで、次表の関係により地域別の景観づくりの方針を示します。

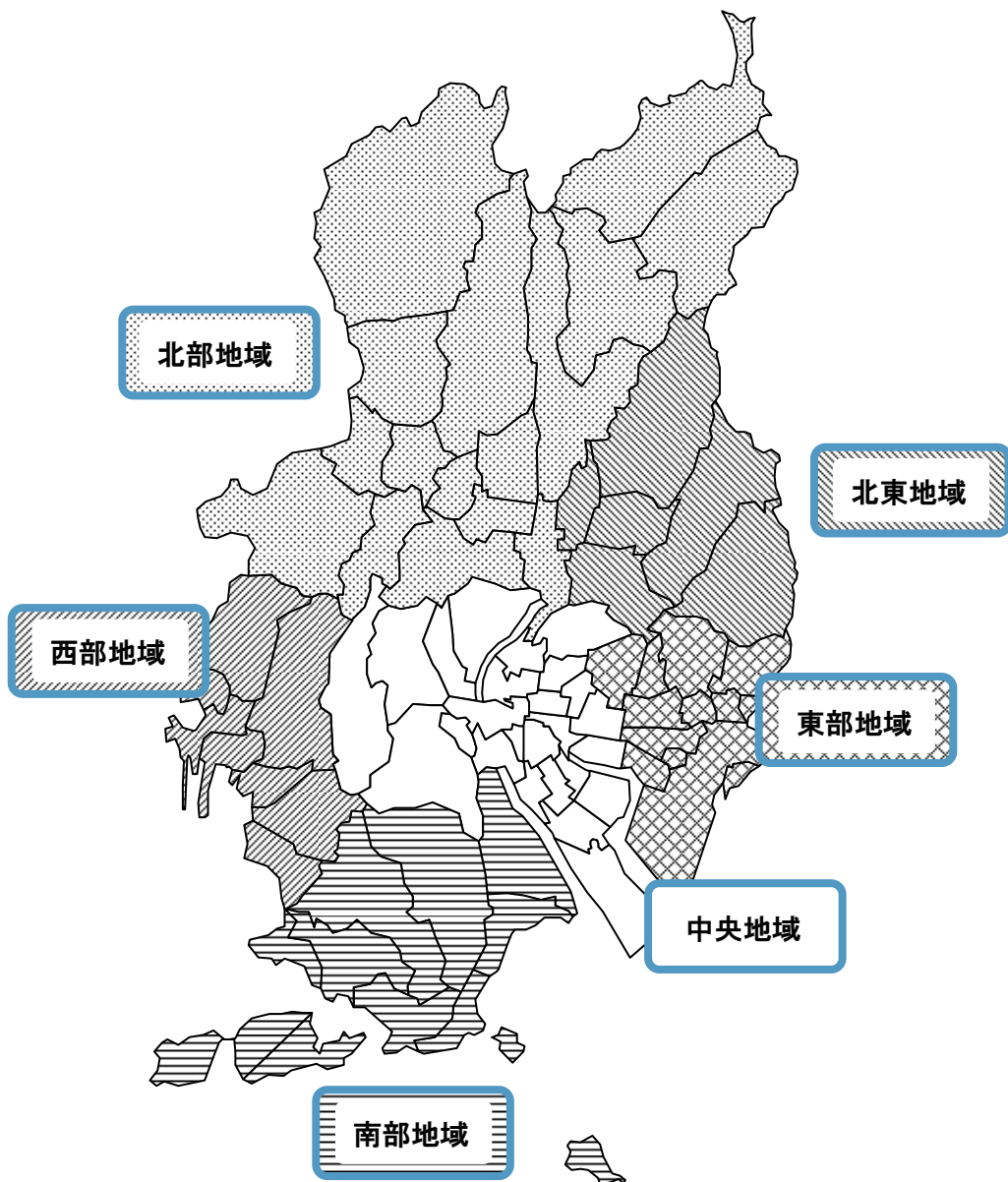
まちづくりのゾーニングと地域区分の関係

まちづくりのゾーニング	地域区分					
	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	北東地域
中心市街地ゾーン	○					
周辺市街地ゾーン	○	○	○	○	○	○
沿岸共生ゾーン	○	○	○	○		
自然共生ゾーン	○	○	○	○	○	○
自然保全ゾーン				○	○	○

#### (4) 地域別の景観づくりの方針

各地域の特徴ある景観資源を生かしたまちづくりを実現していくために、総合計画や都市マスタープランの地域区分に従い、市域を「中央地域」、「東部地域」、「西部地域」、「南部地域」、「北部地域」、「北東地域」の6つの地域に区分します。

そして、景観づくりの理念と目標、本市全域の景観づくりの方針を踏まえ、各地域の景観特性と課題をもとに、地域別の景観づくりの方針を示します。



地域区分図



## 1) 中央地域

### ■まちづくりの方針

中国・四国地方の拠点都市にふさわしい拠点性と求心力を備えた中心市街地と、快適・利便性に優れた居住空間の整った地域づくりをめざします。

### ■景観の特性と課題

- 蔵王山を中心とした山並みや芦田川右岸の草戸山から熊ヶ峰への稜線が、市街地の背景となるみどりをなしています。また、石槌山などの山並みや稜線が地域西部の背景となっています。
- 芦田川の流れが河川軸として大きく横たわり、市街地には蓮池川や道三川などの流れが潤いをもたらしています。また、沿岸部からは瀬戸内海を眺望することができます。
- 福山駅を中心とする中心市街地では、さらなるにぎわいや楽しさの創出が求められています。また、国道2号などの主要な幹線道路沿いにも商業・サービス施設の立地が進んでおり、快適な沿道景観の形成が求められています。
- 本市のシンボルである福山城を中心として、その周辺にはふくやま美術館や県立歴史博物館などが集積しており、市街地に残るみどりと一体となって、自然や歴史・文化が感じられます。また、地域内には明王院や往時をしのばせる石碑なども残る西国街道（旧山陽道）もあり、歴史を身近に感じることができます。さらに、中央公園やばら公園、緑町公園をはじめとした公園がまちに潤いを与えるとともに、市庁舎、リーデンローズ、ローズコムなどの公共施設はランドマークとなっています。



## 中央地域で共有する景観づくりの目標

- 福山駅周辺では、歴史・文化的特性との調和を図りつつ、活力が感じられる現代的で風格ある都市景観をめざします。
- 福山城周辺では、歴史・文化的資源を有効活用するとともに、都心部に残る貴重な風致を保全し、市民が誇れる景観をめざします。
- 芦田川などの水辺やばら公園、緑町公園などのばらを生かした、潤いある市街地景観をめざします。

## ■景観づくりの方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 蔵王山や石槌山、草戸山から熊ヶ峰への山並みの稜線など、市街地の背景となる良好なみどりの保全に努めます。
- 市街地内の河川や水路の周辺では、潤いを生かして周囲のまち並みと調和した景観づくりをめざします。また、芦田川などの河川空間やため池周辺については、水辺の自然地や水生動植物の保全・保護、親水機能の向上など、潤いのある水辺景観の保全・創出に努めます。



### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 福山駅周辺地区では、駅北側の歴史・文化的特性との調和を図りつつ、活力ある現代的な都市整備を進め、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい風格とにぎわいが感じられる景観づくりをめざします。
- 市庁舎やローズコムなどの公共施設、ばら公園や中央公園などの公園、道三川や商店街などのまち並みを活用し、まちを歩く楽しさが感じられる魅力的な景観づくりをめざします。
- 国道2号や国道313号などの市街地の幹線道路沿道では、緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組むことにより、潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な景観づくりをめざします。
- 住宅地などでは、周囲と調和した落ち着いた景観の誘導に努めます。また、開発地については緑化を促進し、潤いある良好な居住環境の創出をめざします。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切に～

- 福山城周辺や明王院周辺などの歴史・文化的景観資源を有効活用するとともに、周辺に残る貴重な風致を保全することにより、市民の誇りとなる特徴的な景観づくりをめざします。





# 中央地域 景観方針図

## 中央地域で共有する景観づくりの目標

福山駅周辺では、歴史・文化的特性との調和を図りつつ、活力が感じられる現代的で風格ある都市景観をめざします。



福山城周辺では、歴史・文化的資源を有効活用するとともに、都心部に残る貴重な風致を保全し、市民が誇れる景観をめざします。



芦田川などの水辺やばら公園、緑町公園などのばらを生かした、潤いある市街地景観をめざします。



・市街地の背景となるみどりの保全

・周囲と調和した落ち着いた景観づくり  
・潤いのある良好な居住環境の創出

・歴史・文化的景観資源や貴重な風致の保全・活用  
・市民の誇りとなる特徴的な景観づくり

・潤いある水辺景観の保全・創出

・水辺の潤いを生かしたまち並みと調和した景観づくり

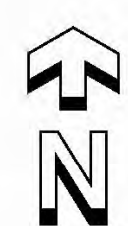
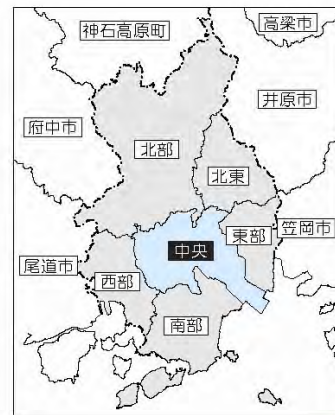
・潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な沿道景観づくり

・まちを歩く楽しさが感じられる魅力的な景観づくり

・風格とにぎわいが感じられる景観づくり

・市街地の背景となるみどりの保全

・潤いある水辺景観の保全・創出



### まちづくりのゾーニング

	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

### 景観の骨格

	稜線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に残るすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

	道路・鉄道凡例
	山陽新幹線
	在来鉄道(山陽本線・福塩線)
	高速道路(山陽自動車道)
	主要な幹線道路





## 2) 東部地域

### ■まちづくりの方針

みどり豊かでゆとりある住宅地と都市を支える産業が共存した地域づくりをめざします。

### ■景観の特性と課題

○蔵王山の山並みに加え、権現山を中心とするなだらかな稜線、岡山県との県境をなす山々の山並みや稜線から豊かな自然を感じることができます。



○春日池を中心とした春日池公園は、花菖蒲園やばら園など、水とみどりが調和することで、地域住民だけでなく市民の憩いの場となっています。



○東部支所周辺や国道2号、国道182号、県道坪生福山線など幹線道路の沿道には、商業・サービス施設の立地が進んでおり、快適な沿道景観の形成が求められています。



○東部支所周辺などでは、住宅地の更新が進んでおり、ゆとりと潤いある新たな住宅地景観の形成が求められます。

○蔵王山山頂や丘陵地からは、市街地や活力ある臨海部の工業地が一望できます。



## 東部地域で共有する景観づくりの目標

- 春日池公園や住宅地周辺の緑地などを整備・保全し、みどりを身近に感じられる景観をめざします。
- 東部支所周辺の大規模な住宅団地での緑化の促進などにより、ゆとりと潤いのある住宅地の景観をめざします。
- 国道182号などの幹線道路沿いでの景観を整えるなど、快適な沿道景観をめざします。

## ■景観づくりの方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 蔵王山風致地区をはじめとして、地域北部の山並みの稜線など、市街地の背景となる良好なみどりの保全に努めます。
- 引野・大門地区など市街地周辺の丘陵地に残る樹林地は、工業地と住宅地との緩衝機能を担う重要なみどりとして適切な保全に努めます。
- 水とみどりが調和する春日池公園や市街地の周辺の緑地は、豊かな自然にふれあえる憩いの場として保全・活用を図ります。



### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 東福山駅や大門駅，東部支所周辺では，地域の生活拠点にふさわしい，潤いやにぎわいが感じられる景観づくりをめざします。
- 国道182号や国道2号などの市街地の幹線道路沿道では，緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組むことにより，潤いやにぎわい，活力が感じられる快適な景観づくりをめざします。
- 住宅地などでは緑化を促進するなど，良好な居住環境の創出に努めることにより，ゆとりと潤いのある魅力的な景観づくりをめざします。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 宮の前廃寺跡や手城山城などの歴史・文化的景観資源や，周辺に残る貴重な風致の保全・活用を図ります。





# 東部地域 景観方針図

## 東部地域で共有する景観づくりの目標

春日池公園や住宅地周辺の緑などを整備・保全し、みどりを身近に感じられる景観をめざします。



春日池公園と周辺の山並み

東部支所周辺の大規模な住宅団地での緑化の促進などにより、ゆとりと潤いのある住宅地の景観をめざします。



再整備された住宅地

国道182号などの幹線道路沿いで景観を整え、快適な沿道景観をめざします。



幹線道路の沿道景観



### まちづくりのゾーニング

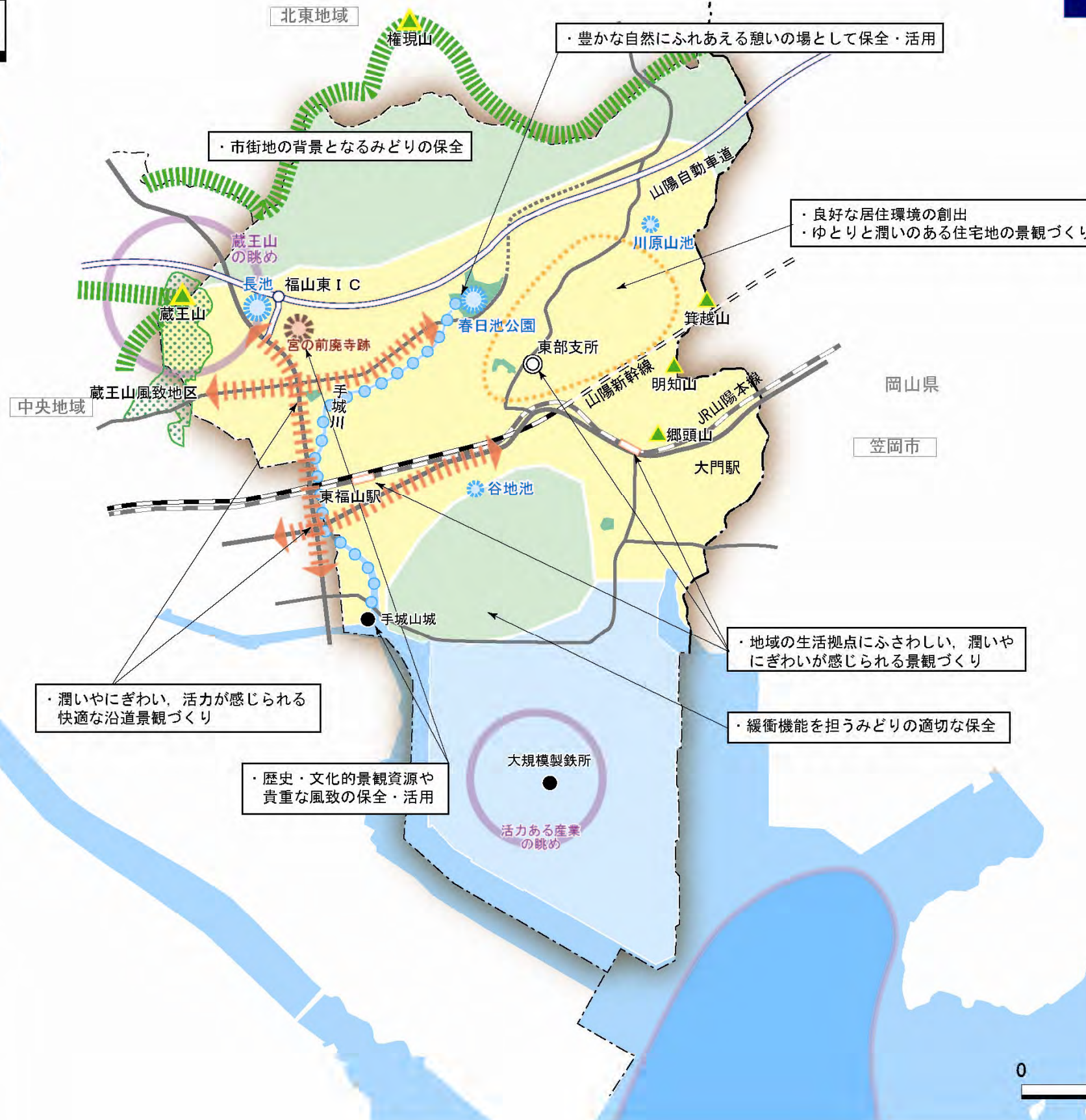
	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

### 景観の骨格

	稜線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に残るすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

### ■ 道路・鉄道凡例

	山陽新幹線
	在来鉄道（山陽本線）
	高速道路（山陽自動車道）
	主要な幹線道路





### 3) 西部地域

#### ■まちづくりの方針

学園地域と港湾機能・交流拠点機能を生かした産業拠点が融合する，活力に満ちた地域づくりをめざします。

#### ■景観の特性と課題

- 地域北部の大谷山を中心とする稜線や竜王山，馬背山に至る稜線，その他，周辺市街地を囲む農地，丘陵地，里山などから豊かな自然が感じられます。
- 地域を南北に流れる本郷川，羽原川，藤井川などの河川や市道と一体的に整備されたクリークなどが潤いを与えてくれます。
- 松永駅や松永支所周辺では，商業・サービス施設や日本はきもの博物館，日本郷土玩具博物館といった交流を促す施設などから地域拠点としてのにぎわいが感じられます。また，国道2号や県道府中松永線などの幹線道路沿いにも商業・サービス施設の立地が進んでおり，快適な沿道景観の形成が求められています。
- 市街地周辺の農村集落地の景観や西日本有数の木材取扱を誇ったおもかげを残すクリーク，産業の活力を感じさせる松永湾の貯木場などが特徴的な景観を形成しています。



## 西部地域で共有する景観づくりの目標

- 松永駅の南に広がる市街地では、クリークや貯木場周辺などの産業の歴史や活力が感じられる水辺景観と調和した、潤いある市街地景観をめざします。
- 本市の西の玄関口として、地域の誇る下駄などの産業、文化が感じられる特徴ある景観をめざします。

## ■景観づくりに関する方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 大谷山や竜王山から馬背山を結ぶ稜線など、地域を取り囲む美しい山並みの保全に努めます。
- 本郷川や羽原川、藤井川、市道と一体的に整備されたクリーク、松永湾の貯木場周辺など、潤いや活力ある水辺景観の保全・活用を図ります。
- 工業・流通・業務施設が集積する港湾地域とその周辺では、道路緑化や公共用地の緑化、民間施設内の緑化を促進し、市街地のみどりと港湾・クリークなどの水辺が調和する景観づくりに努めます。



### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 松永駅や松永支所周辺では、地域の生活拠点にふさわしい、潤いやにぎわいが感じられる景観づくりをめざします。
- 国道2号などの市街地の幹線道路沿道では、緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組むことにより、潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な景観づくりをめざします。
- 一定の広がりを持つ農地や集落地周辺は、地域の特徴ある景観であり、農業振興施策との連携などにより、人々の暮らしとの調和を図りながら適正な保全に努めます。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 西国街道（旧山陽道）沿いに今でも残る石碑や寺社など、地域の歴史・文化的景観資源やその周辺に残る貴重な風致の保全・活用を図ります。
- 日本はきもの博物館や日本郷土玩具博物館の周辺では、これらの施設を核とした良好なまち並みや、産業の歴史をしのばせるクリーク、貯木場周辺などを生かした特徴ある景観づくりをめざします。





# 西部地域 景観方針図

## 西部地域で共有する景観づくりの目標

松永駅の南に広がる市街地では、クリークや貯木場周辺などの産業の歴史や活力が感じられる水辺景観と調和した、潤いある市街地景観をめざします。



松永クリーク



貯木場

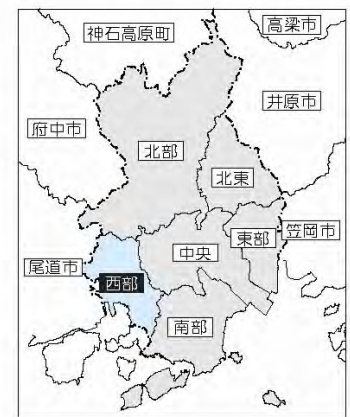
本市の西の玄関口として、地域の誇る下駄などの産業、文化が感じられる特徴ある景観をめざします。



日本はきもの博物館周辺



下駄をモチーフにした公共施設



### まちづくりのゾーニング

	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

### 景観の骨格

	稜線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に残るすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

### 道路・鉄道凡例

	山陽新幹線
	在来鉄道（山陽本線）
	高速道路（山陽自動車道）
	主要な幹線道路





## 4) 南部地域

## ■まちづくりの方針

瀬戸内の豊かな自然や歴史・文化等の地域資源による活発な観光交流と住みやすさを実感できる地域づくりをめざします。

## ■景観の特性と課題

- 熊ヶ峰や眺洋山などの山並みや稜線，市街地を囲む山々などから豊かな自然が感じられます。
- 多くの水をたたえる芦田川の流れが芦田川大橋と一体となり潤いを感じさせてくれます。
- 海岸沿いは，瀬戸内海国立公園に指定されており，穏やかな海とそこに浮かぶ島々の成す風光明媚な景観を望むことができます。また，阿伏兎岬や室浜のほか，内海，走島などの島しょ部では美しい自然海岸や海浜が残されています。
- 沼隈支所周辺では，商業・業務・サービス・住宅などが集積する地域拠点として，にぎわいが感じられる景観の形成が求められています。
- 鞆地区では古いまち並みをはじめ，多くの歴史・文化的な資源が集積しており，人々の暮らしと調和した歴史的な雰囲気とおもむきが感じられます。
- 自然と一体となった内海大橋やグリーンライン（県道後山公園洗谷線）からの眺めや，海から眺める阿伏兎岬，産業の活力を感じさせる造船所なども特徴的な景観を形成しています。





## 南部地域で共有する景観づくりの目標

- 島しょ部や沿岸部に残る貴重な自然海岸・海浜はもとより、内海大橋やマリナー、造船所などの建造物も含めて、瀬戸内海の美しい眺めを大切にします。
- 鞆地区では、歴史・文化や自然と人々の暮らしが調和した、本市を代表する魅力的な景観をめざします。

## ■景観づくりに関する方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 地域を取り囲む美しい山並み、瀬戸内海から眺められる山々の稜線やみどり、海に浮かぶ美しい島々は、瀬戸内海国立公園や風致地区の運用などにより、一体的な保全に努めます。
- 内海や走島などの島しょ部、阿伏兎観音周辺や室浜の沿岸部などに残る自然海岸・海浜については、山並みと一体となった貴重な自然景観として保全に努めます。
- 芦田川などの河川空間やため池周辺では、水辺の自然地や水生動植物の保全・保護、親水機能の向上など、潤いある水辺景観の保全・創出に努めます。



### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 沼隈支所周辺では、地域の生活拠点にふさわしい、潤いやにぎわいが感じられる景観づくりをめざします。
- 瀬戸内海の多島美や美しい自然海岸の眺望できるグリーンラインなどの観光ルートでは、自然に配慮した快適な沿道の景観づくりをめざします。
- 沼隈地区などの一定の広がりを持つ農地や集落地周辺、内海や走島などの漁港周辺は、地域の特徴ある景観であり、農業や水産業の振興施策との連携などにより、人々の暮らしとの調和を図りながら適正な保全に努めます。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 鞆地区では、歴史的なまち並みの保存・修復や周辺の自然景観の保全、伝統的な文化の継承などにより、市民の誇りとなり、観光客にも愛される魅力的な景観づくりをめざします。
- 沼隈、内海地区などの沿岸部を中心に、グリーンラインや内海大橋、内海フィッシャリーナなど地域の振興に大きな役割を果たす建造物も含めて、美しい瀬戸内の眺めを演出する景観づくりをめざします。





# 南部地域 景観方針図

## 南部地域で共有する景観づくりの目標

島しょ部や沿岸部に残る貴重な自然海岸・海浜はもとより、内海大橋やマリナー、造船所などの建造物も含めて、瀬戸内海の美しい眺めを大切にします。



阿伏兎岬沿岸部



内海大橋の眺め

鞆地区では、歴史・文化や自然と人々の暮らしが調和した、本市を代表する魅力的な景観をめざします。



鞆のまち並み



まちづくりのゾーニング

	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

景観の骨格

	稜線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に残るすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

道路・鉄道凡例

	主要な幹線道路
--	---------





## 5) 北部地域

### ■まちづくりの方針

産・学・住・遊が融合した、自然と調和する快適な地域づくりをめざします。

### ■景観の特性と課題

○北部には蛇円山や馬乗山などの山地と谷地があり、それらの山並みや稜線が市街地の背景となっています。また、市民のレクリエーション拠点としても親しまれる山野峡県立自然公園があり、「龍頭の滝」「もみじ橋」などは周辺と一体となり、豊かな自然を感じさせてくれます。



○芦田川と有地川が地域の東西を横断し、神谷川や服部川、加茂川が南北を縦断し、自然環境や農地と一体となり潤いを感じさせてくれます。特に有地川や服部川では、ホテルが舞う幻想的な景観を見ることもできます。



○国道182号や国道486号などの幹線道路沿いに、商業・サービス施設などの立地が進んでおり、快適な沿道景観の形成が求められています。



○蛇円山山頂など北部の山々からは市街地が一望できます。また、平野部を中心に広がる優良な農地とその周辺では、四季を通じて豊かな自然を感じさせてくれます。



○古代山陽道沿いには、二子塚古墳など史跡が数多く残されています。また、新市町の吉備津神社では、門前の御池や周辺のみどりなども含めた一体が、地域の生活や文化に密接に結びついた身近な景観として親しまれています。





## 北部地域で共有する景観づくりの目標

- 市街地や集落地の背景となる山々や、芦田川をはじめとする水辺や農地などの保全・活用により、豊かな自然が感じられる景観をめざします。
- 二子塚古墳や吉備津神社など、地域のシンボルとなる歴史・文化的資源を生かした特徴ある景観をめざします。
- 国道486号などの幹線道路沿いでの景観を整えるなど、快適な沿道景観をめざします。

## ■景観づくりの方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 京ノ上山や蛇円山、馬乗山などの稜線や山腹、丘陵地は、市街地や集落地のみどりの背景となっており、山林環境に配慮した保全に努めます。
- 山野峡県立自然公園などのレクリエーション施設やハイキングコースなどからの眺望景観に配慮し、ゆとりや和み、雄大な自然を感じられる景観づくりをめざします。
- 芦田川、神谷川、服部川、加茂川、有地川などの河川空間や、服部大池などのため池周辺では、水辺の自然地や水生動植物の保全・保護、親水機能の向上など、潤いある水辺景観の保全・創出に努めます。



### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 北部支所や新市支所周辺では、地域の生活拠点にふさわしい、潤いやにぎわいを感じられる景観づくりをめざします。
- 国道486号などの市街地の幹線道路沿道では、緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組むことにより、潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な景観づくりをめざします。
- 住宅地や工業地などでは、沿道の緑化などにより生活環境や自然環境との調和を図り、快適でゆとりの感じられる景観づくりをめざします。
- 一定の広がりを持つ農地や集落地周辺は、地域の特徴ある景観であり、農業振興施策との連携などにより、人々の暮らしとの調和を図りながら適正な保全に努めます。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 二子塚古墳周辺や吉備津神社周辺など歴史・文化的な資源が集積する地区では、その積極的な保全・活用を図り、地域のシンボルとして誇りや愛着が持てるような特徴的な景観づくりをめざします。





# 北部地域 景観方針図



まちづくりのゾーニング

	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

	景観の骨格
	緑線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に届くすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

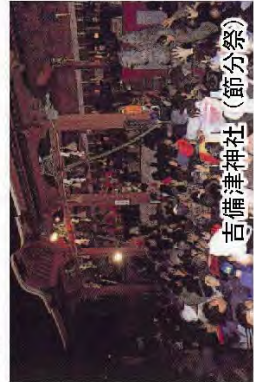
## 北部地域で共有する景観づくりの目標

市街地や集落地の背景となる山々や、芦田川をはじめとする水辺や農地などの保全・活用により、豊かな自然が感じられる景観をめざします。



服部大池

二子塚古墳や古備津神社など、地域のシンボルとなる歴史・文化的資源を生かした特徴ある景観をめざします。



古備津神社(節分祭)

国道486号などの幹線道路沿いで景観を整え、快適な沿道景観をめざします。



幹線道路の沿道景観

ゆとりや和み、雄大な自然を感じられる景観づくり



・市街地や集落地の背景となるみどりの保全

農業振興施策との連携などによる集落地景観の適正な保全



・歴史・文化的な資源の積極的な保全・活用  
・誇りや愛着が持てる特徴的な景観づくり

潤いある水辺景観の保全・創出



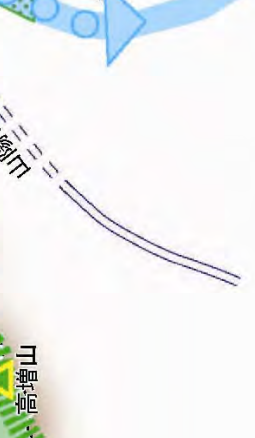
・潤いある水辺景観の保全・創出

地域の生活拠点にふさわしい、潤いやにぎわいが感じられる景観づくり



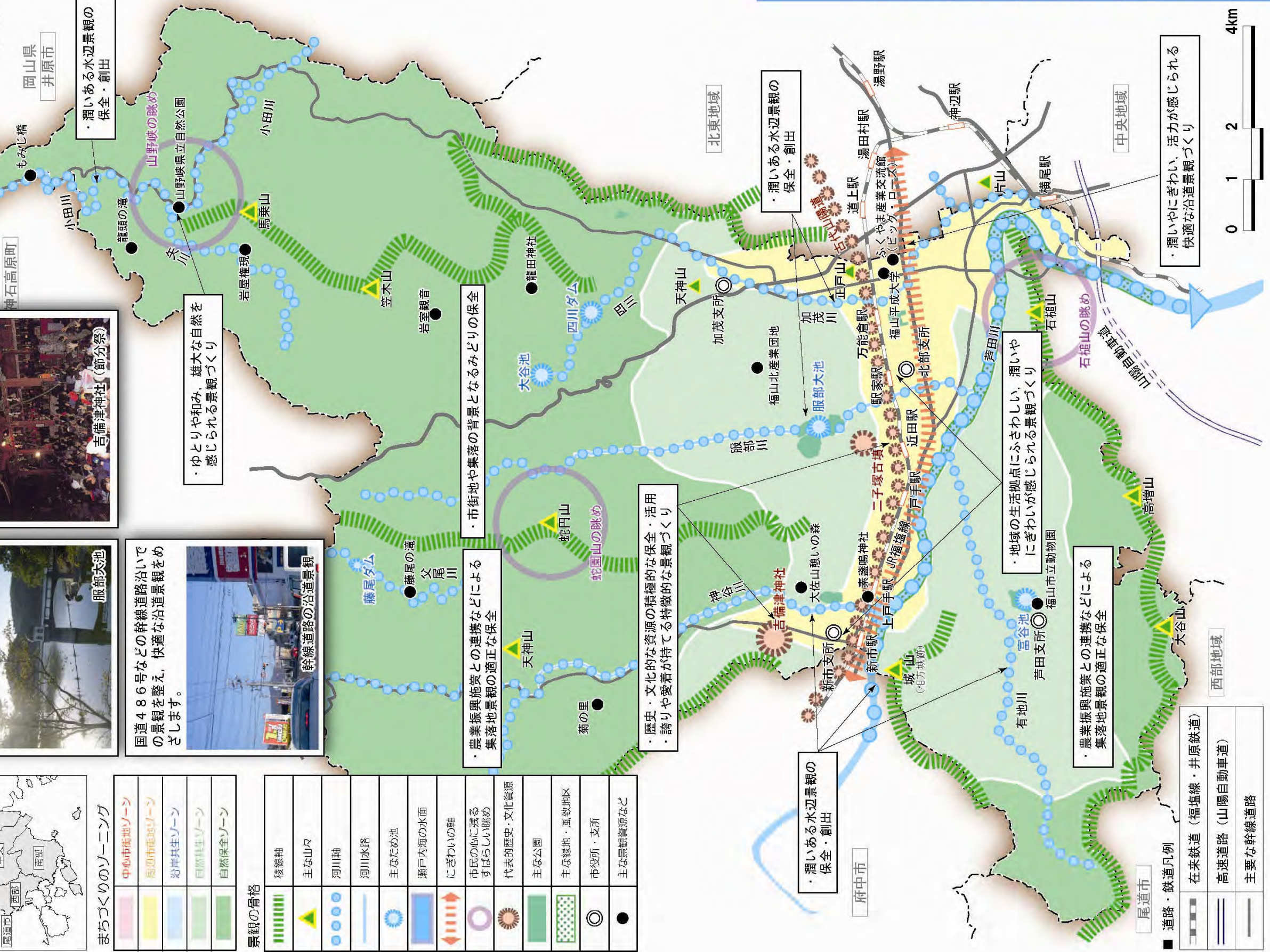
・農業振興施策との連携などによる集落地景観の適正な保全

潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な沿道景観づくり



・潤いある水辺景観の保全・創出

	道路・鉄道凡例
	在来鉄道 (福塩線・井原鉄道)
	高速道路 (山陽自動車道)
	主要な幹線道路





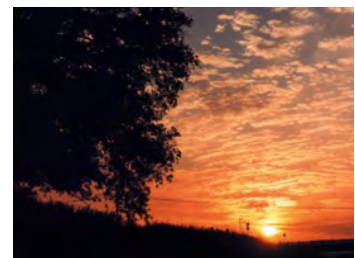
## 6) 北東地域

## ■まちづくりの方針

豊かな自然と歴史や文化に囲まれ、職・住が近接した環境の中で、住みやすさを実感できる地域づくりをめざします。

## ■景観の特性と課題

- 観音山、権現山などの山並みや稜線、市街地を囲むように広がる丘陵地などが、地域の背景となるみどりを形成しており、豊かな自然が感じられます。
- レクリエーション拠点としても親しまれている堂々公園や市街地を眺望できる吉野山公園も身近に自然を感じられ、市民に親しまれています。
- 高屋川や箱田川など地域を流れる河川やその支流では、周辺のため池や農地などと一体となり潤いが感じられます。また、堂々川では登録文化財である石積の砂留めえん堤が公園と一体的に整備されています。
- 国道182号や国道486号などの幹線道路沿いに商業・サービス施設などの立地が進んでおり、快適な沿道景観の形成が求められています。
- 神辺本陣や廉塾・菅茶山旧宅などの周辺では、人々の暮らしと調和した歴史的な雰囲気と落ち着きが感じられます。また、西国街道（旧山陽道）や古代山陽道などの旧街道沿いには、備後国分寺をはじめ歴史・文化的な資源が数多く残されており、旧街道の面影を今に伝えています。





## 北東地域で共有する景観づくりの目標

- 廉塾・菅茶山旧宅や神辺本陣，備後国分寺など，古い街道筋に残る歴史・文化的資源を生かした趣のある景観をめざします。
- 高屋川をはじめとする水辺や農地などの保全・活用により，豊かな自然が感じられる景観をめざします。

## ■景観づくりの方針

### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 観音山，権現山，黄葉山などの稜線や山腹，丘陵地は，市街地や集落地のみどりの背景となっており，山林環境に配慮した保全に努めます。
- 吉野山公園や堂々公園はみどりや水など豊かな自然に囲まれ，レクリエーションの拠点としても親しまれる憩いの場であり，周辺の自然環境と調和した景観の保全・創出に努めます。
- 高屋川，堂々川などの河川空間やため池の周辺では，水辺の自然地や水生動植物の保全・保護，親水機能の向上など，潤いある水辺景観の保全・創出に努めます。



### まちの潤いやにぎわい，活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 神辺駅や神辺支所周辺では，地域の生活拠点にふさわしい，潤いやにぎわいが感じられる景観づくりをめざします。
- 国道182号や国道486号などの市街地の幹線道路沿道では，緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組むことにより，潤いやにぎわい，活力が感じられる快適な景観づくりをめざします。
- 住宅地や工業地などでは，沿道の緑化などにより生活環境や自然環境との調和を図り，快適でゆとりの感じられる景観づくりをめざします。
- 一定の広がりを持つ農地や集落地周辺は，地域の特徴ある景観であり，農業振興施策との連携などにより，人々の暮らしとの調和を図りながら適正な保全に努めます。



### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 神辺本陣や廉塾，菅茶山旧宅周辺などの古い建築物やまち並みをはじめ，歴史・文化的な資源が集積する地区では，その積極的な保全・活用を図り，地域のシンボルとして誇りや愛着が持てるような特徴的な景観づくりをめざします。







まちづくりのゾーニング

	中心市街地ゾーン
	周辺市街地ゾーン
	沿岸共生ゾーン
	自然共生ゾーン
	自然保全ゾーン

景観の骨格

	稜線軸
	主な山々
	河川軸
	河川水路
	主なため池
	瀬戸内海の水面
	にぎわいの軸
	市民の心に残るすばらしい眺め
	代表的歴史・文化資源
	主な公園
	主な緑地・風致地区
	市役所・支所
	主な景観資源など

■ 道路・鉄道凡例

	在来鉄道（福塩線・井原鉄道）
	高速道路（山陽自動車道）
	主要な幹線道路



# 北東地域 景観方針図

## 北東地域で共有する景観づくりの目標

高屋川をはじめとする水辺や農地などの保全・活用により、豊かな自然が感じられる景観をめざします。



廉塾・菅茶山旧宅や神辺本陣、備後国分寺など、古い街道筋に残る歴史・文化的資源を生かした趣のある景観をめざします。



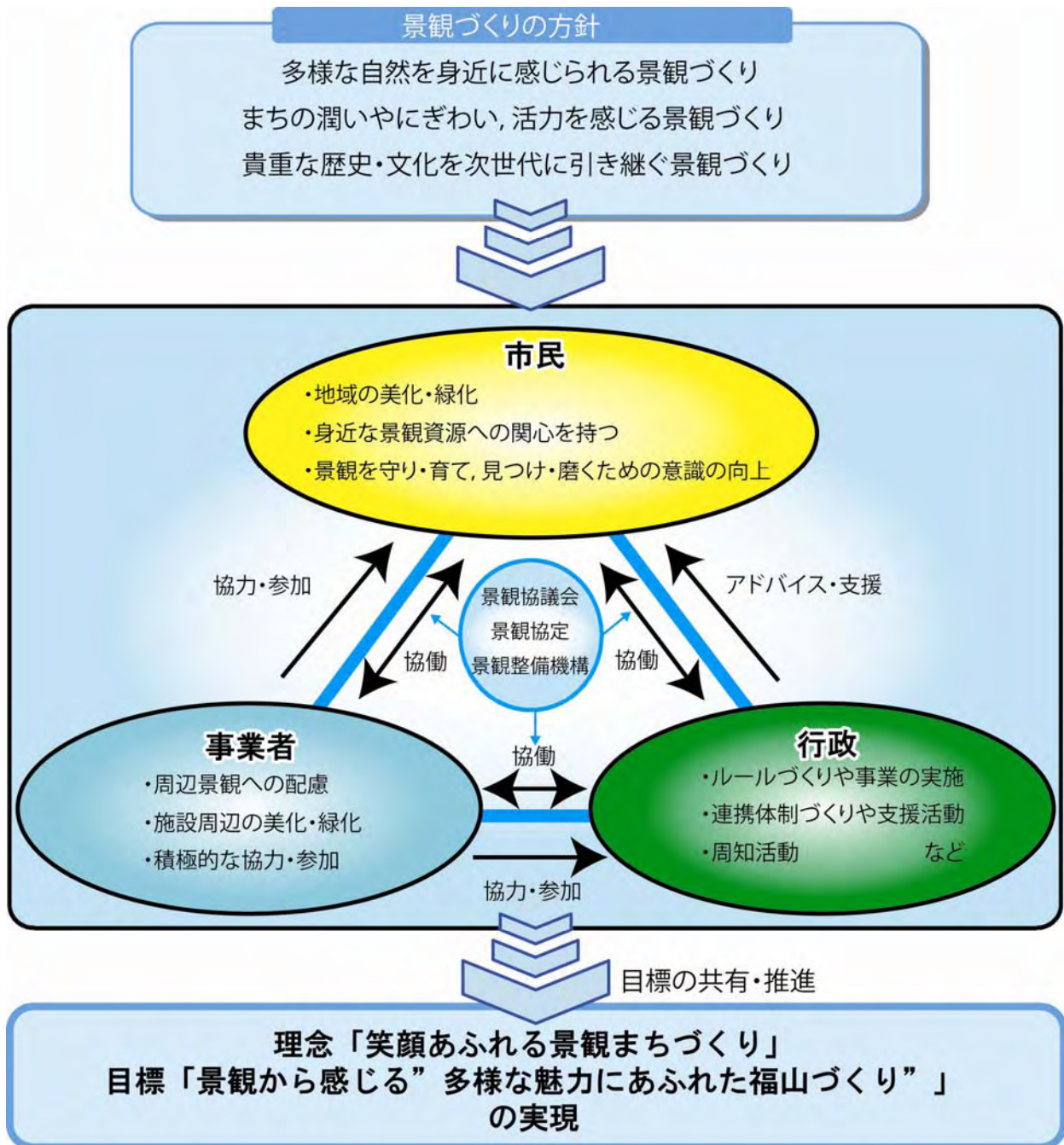


第3章 景観づくりに向けた取組

1 協働による景観づくり

(1) 景観づくりの取組概念

景観づくりは、行政のみならず、市民・事業者なども取組の主体であることを認識し、それぞれが責任と役割を分担しながら、協働により進めていくことが重要です。



景観づくりの取組概念図

## (2) 市民・事業者と行政の役割

良好な景観づくりの主体となる市民・事業者・行政の役割を明確にすることにより、協働による景観づくりを進めていきます。

### ○市民の役割

地域でのまちづくり活動や行事への積極的な参加などを通じ、身近な景観への意識や関心を高め、それらを守り・育て、見つけ・磨くために自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域での自主的なルールづくりを話し合うなど、地域に誇りと愛着が持てるよう良好な景観づくりに取組みます。

### ○事業者の役割

店舗や工場などの建物や事業活動が、地域の景観を構成する要素の一つであることを認識し、住民や行政と連携を図り、地域の様々な活動などに参加・協力します。

また、専門性や柔軟性を発揮し、良好な景観づくりを通じた社会貢献活動にも、積極的に取組みます。

### ○行政の役割

景観づくりに向けて必要なルールづくりや取組の充実とともに、経済性や利便性だけでなく、良好な景観づくりに配慮した公共施設の整備を進めます。

また、市民・事業者などと行政が協働し、めざすべきまちの将来像を描きながら、その実現に向けた連携体制づくりや支援活動などに取組みます。

さらに、市民・事業者などの景観づくりに対する意識の醸成を図るため、市民が参加できる機会を創出するなどの啓発活動に努めるとともに、景観づくりを担う人材の育成にもつなげていきます。

これらの実現のために、本計画に基づく様々な取組を進めながら、社会情勢や景観づくりの進捗にあわせた計画の見直しなどについて検討を行います。



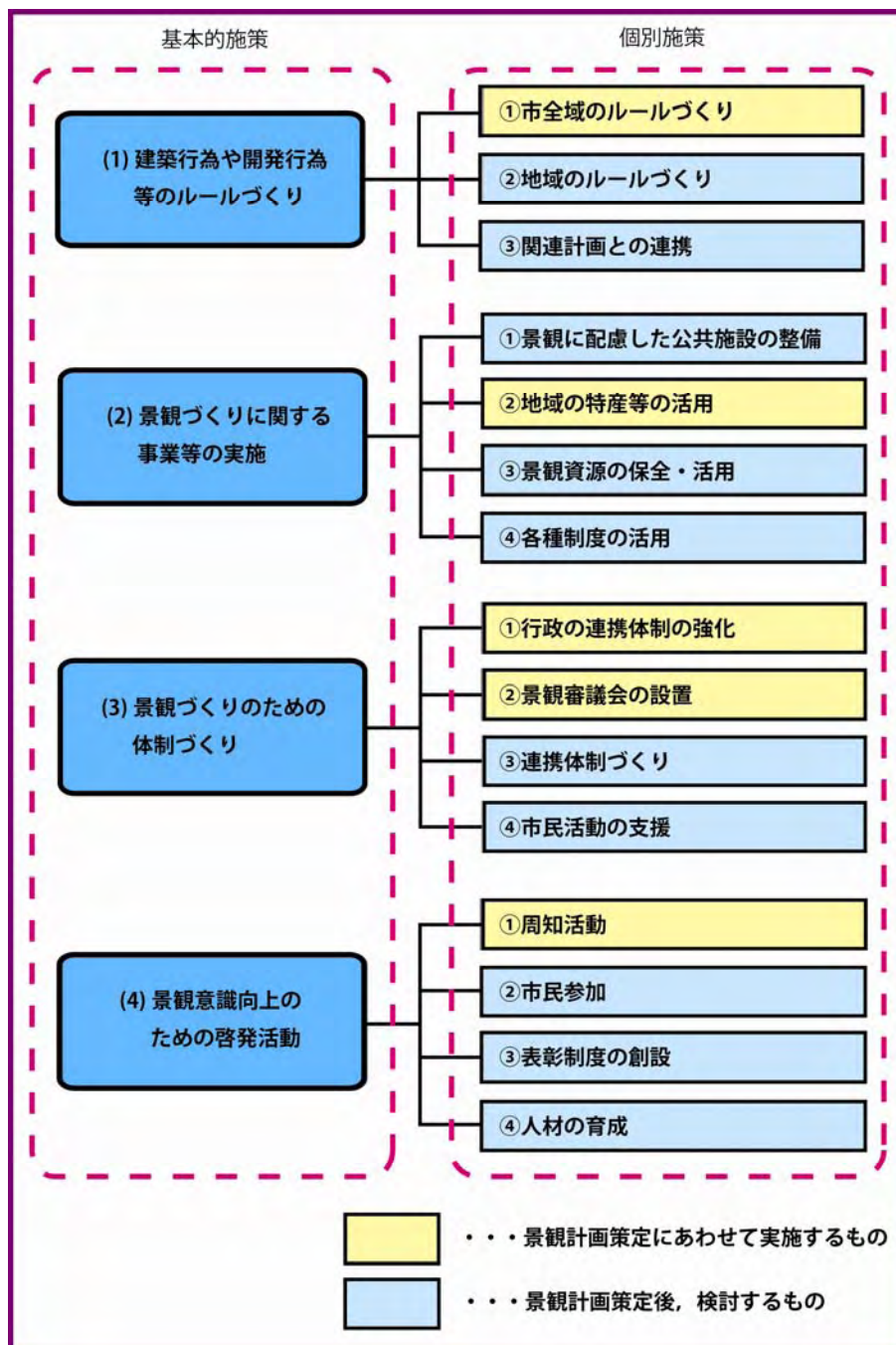
## 2 景観づくりの施策

景観づくりの方針等を踏まえると、良好な景観づくりのための基本的施策は、

- (1) 建築行為や開発行為等のルールづくり
- (2) 景観づくりに関する事業等の実施
- (3) 景観づくりのための体制づくり
- (4) 景観意識向上のための啓発活動

などが挙げられます。

さらに、これらの基本的施策に基づく個別施策は、次の施策体系図のとおりとなり、住民・事業者や国・県の取組など相互の連携を図りながら、総合的・体系的に景観づくりを進めていく必要があります。



景観づくりの施策

## (1) 建築行為や開発行為等のルールづくり

### ① 市全域のルールづくり

景観へ与える影響の大きい大規模行為については、市全域を対象とする景観づくりの基準を本計画に定めるとともに、景観の状況や取り巻く環境の変化に応じて、基準等がより充実したものとなるよう、見直しを行います。

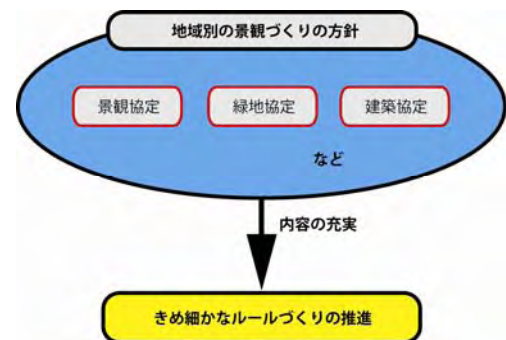


市全域の景観づくりの基準の設定

### ② 地域のルールづくり

地域のルールづくりに当たっては、今後、景観づくりの主体である地域住民の方々と十分な協議を行いながら、景観づくりに向けた取組や意見、合意を大切に、景観づくりの方針を充実させるとともに、地域に応じたきめ細かなルールづくりを検討します。

また、地域の状況に応じて景観形成地区として指定することも検討します。

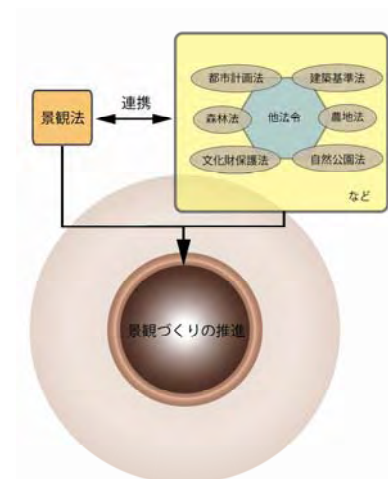


地域のルールづくりのイメージ

### ③ 関連計画との連携

景観づくりを進める手法としては、景観法に基づく規制等に加え、都市計画法や環境基本法、建築基準法、都市緑地法、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法などに基づく様々な制度や関連計画があります。

こうした制度や関連計画との連携を図り、本計画の運用と合わせ、地域の特性や状況に配慮しながら、各種制度の活用や連携について検討をします。



関連計画との連携イメージ

#### <具体的事業例>

- ・ 市全域の景観づくりの基準の設定、景観計画の内容充実
- ・ 地域のルールづくり、景観形成地区の指定
- ・ 都市マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画等との連携 など



## (2) 景観づくりに関する事業等の実施

### ① 景観に配慮した公共施設の整備

道路・河川・公園等の公共施設のうち、景観上重要なものについては、景観に配慮した整備を検討するとともに、景観法に基づく景観重要公共施設の指定による先導的な取組についても検討します。



公共施設整備の事例  
(松永クリーク)

### ② 地域の特産等の活用

市域の各地には、優れた地域資源があり、これらは人々の営みを通じて、伝統、文化、特産品などとして継承されています。こうした地域の伝統、文化、産業の特徴が感じられる資源をモチーフとした景観づくりを行います。

また、市のシンボルである、ばらについて「ばらのアクションプラン」に基づく事業にも取組みます。



備後絨



備後絨をモチーフにした屋根のデザイン

### ③ 景観資源の保全・活用

重要な景観資源については、他法令による保全とともに、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による適切な保全・活用も検討します。



保護樹木



福山城

### ④ 各種制度の活用

市民や事業者、行政の取組に応じた景観づくりを進めるため、公共施設の整備やソフト施策について、国の補助制度の活用などについて検討します。

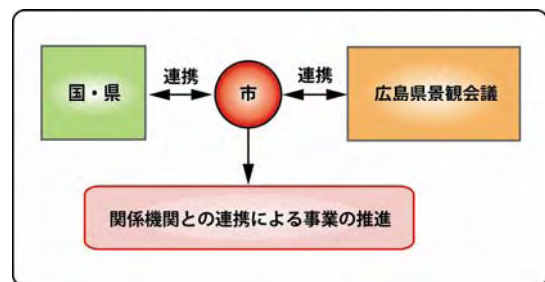
#### <具体的事業例>

- ・先導的な公共施設の整備
  - ・地域の特産等の活用
  - ・ばらのアクションプランに基づく事業の実施
  - ・景観重要建造物，景観重要樹木の指定
  - ・景観に関連する補助事制度の活用
- など

### (3) 景観づくりのための体制づくり

#### ① 行政の連携体制の強化

国や広島県，県内市町で構成する広島県景観会議と協議・連携し，効果的な施策についての情報の収集等を行います。



行政の連携イメージ

#### ② 景観審議会の設置

景観づくりの施策や制度の活用，本計画の変更等については，景観の専門家などで構成する景観審議会を設置し，専門的な視点や幅広い視点での意見などを求め，適正な運用を行います。



審議会のイメージ

#### ③ 連携体制づくり

市民や事業者，公共施設の管理者など様々な立場の関係者が相互に連携し，意見調整が必要な場合については，良好な景観づくりに向けた協議の場となる景観協議会などの設置を検討します。



連携体制づくりのイメージ

#### ④ 市民活動の支援

市民等による主体的な景観づくりに向けた市民活動に対しては，支援や活動の活性化，相互の連携を推進するため，必要に応じて専門家，コーディネーターの派遣などを検討します。

#### <具体的事業例>

- ・ 国，広島県，広島県景観会議との連携
- ・ 景観審議会の設置
- ・ 景観協議会の設置
- ・ 専門家やコーディネーターの派遣                      など



## (4) 景観意識の向上のための啓発活動

### ① 周知活動

景観づくりへの意識啓発により，市民や事業者との協働による取組となるよう，リーフレットの作成や配布，ホームページへの掲載など，本計画の積極的な周知を行います。

また，景観に関する情報を収集し，積極的な情報発信を行います。



ホームページへの掲載  
(広島県景観会議ホームページより)

### ② 市民参加

景観に対する理解や，景観づくりに対する関心，意欲を高めるため，ワークショップなどの参加・体験型の学習の場の創出等により取組の機会を充実させていきます。

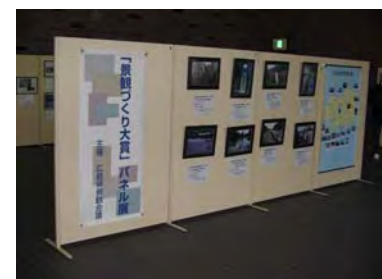
また，市内の各地にある景観資源を発見するため，福山景観百選の募集なども検討します。



堂々公園

### ③ 表彰制度の創設

景観づくりに向けた動機付けや意識の高揚を図るため，良好な景観づくりに向けた個人，団体の取組に対する表彰制度の創設について検討します。



広島県景観会議パネル展

### ④ 人材の育成

景観への意識の醸成や市民，事業者と行政の相互連携を図るとともに，景観づくりを担う人材の育成につなげていくため，市民，事業者を対象に出前講座や研修会・勉強会などを開催について検討します。

#### <具体的事業例>

- ・ 広報紙やホームページ等での情報提供，PRパンフレットの作成・配布
- ・ 芦田川一斉清掃など，景観に関する体験機会の充実
- ・ ふくやま景観百景の募集
- ・ 出前講座の実施                      など

### 3 良好な景観づくりのための行為の制限

景観計画区域内（市全域）を対象として、景観の整備や保全に大きな影響を及ぼす可能性がある次の大規模行為について「届出が必要な事項」と「景観づくりの基準」により、法に基づく届出・勧告のもと、良好な景観づくりへ向けた規制、誘導を図っていきます。

#### (1) 届出が必要な事項

次に該当する行為を行おうとする場合は市長への届出を必要とします。

行為の種類		届出対象となる規模等
建築物	新築, 増築, 改築, 移転	・高さ 13m又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの(増改築又は移転にあつては、行為後の建築物の高さ又は建築面積)
工作物	新築, 増築, 改築, 移転	下表【工作物の区分】に従い、次のとおりとします。 (1) 高さ 13m (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13mを超えるとき) 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (2) 高さ 20mを超えるもの (当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20mを超えるとき) (3) 高さ 20mを超えるもの (電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の上端までの高さ)
建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		・上記の規模を超える建築物又は工作物の変更に係る面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を越えるもの
開発行為その他土地の形質の変更		・当該行為に係る土地の面積が都市計画区域においては 3,000 m <sup>2</sup> , 都市計画区域外においては 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ・法面又は擁壁の高さが 5m及び長さが 10mを超えるもの
屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積		・堆積の高さが 5m又は当該行為に係る土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採		・地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ・法面又は擁壁の高さが 5m及び長さが 10mを超えるもの

#### 【工作物の区分】

(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波塔, 物見塔, 装飾塔その他これらに類するもの</li> <li>・煙突, 排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽, 冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱, 金属製の柱, 合成樹脂製の柱, アンテナその他これらに類するもの</li> <li>・観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュート, メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</li> <li>・アスファルトプラント, コンクリートプラント, クラッシャープラントその他これらに類するもの</li> <li>・石油, ガス, 液化石油ガス, 穀物, 飼料等を貯蔵し, 又は処理する施設</li> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設</li> <li>・汚水処理施設, ごみ処理施設, 汚物処理施設, 排水処理施設その他これらに類するもの</li> </ul>
(2)	・彫像, 記念碑その他これらに類するもの
(3)	・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線(これらの支持物を含む。)その他これらに類するもの



## (2) 景観づくりの基準

景観計画区域内（市全域）を対象として、(1)の「届出が必要な事項」に該当する大規模行為について共通して守るべき景観づくりの基準を示します。

### 1) 大規模行為に共通する事項

事項	景観づくりの基準
<p><b>基本的遵守事項</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本計画に定める「第2章 2 良好な景観の形成に関する方針」の内容に沿ったものとするよう努めること。</li> <li>2. 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観との調和するよう努めるとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図ること。</li> <li>3. 行為地について景観づくりに関する協定等がある場合は、その内容に適合するよう配慮すること。</li> <li>4. 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努めること。</li> </ol>
<p><b>位置</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう行為地の選定に当たって、特に配慮すること。</li> <li>2. 行為地が優れた景観資源に近接する場合は、その保全と調和が図られるよう配慮した位置とすること。</li> <li>3. 周辺に圧迫感を緩和するよう配慮した位置とすること。</li> <li>4. 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。</li> </ol>
<p><b>敷地の緑化</b></p>	<p>敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、次のこと等を工夫すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。</li> <li>(2) 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とする。</li> </ol>
<p><b>その他</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場、ごみ焼却場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>2. 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。</li> <li>3. 屋外照明は、周辺への影響に配慮し、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>4. 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。</li> </ol>

## 2) 建築物の新築，増築，改築，移転

事項	景観づくりの基準
形態・意匠	1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用等を勘案し，周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮すること。 2. 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮すること。 3. 主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう，特に，壁面の面積及び形態並びに建築物の高さ等を総合的に検討し，景観への影響を最小限にとどめるよう工夫すること。
色彩	1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用等を勘案し，周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮すること。 2. 基調となる色彩は，日本工業規格の色名（JIS Z 8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い，落ち着いたある色調，無彩色又は素材色を用いるものとし，彩度の高い色の使用は避けること。ただし，周囲との調和が図られる場合は，明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに，できる限り，外壁等の材質は，耐久性に優れ，維持管理の容易なものとする。
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は，当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するとともに，必要に応じて，次のことも工夫すること。 (1) 雨水排水管等の壁面設備を，建築物内部に組み込む。ただし，やむを得ない場合は，主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。 (2) 高架水槽等の屋上設備を，主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。ただし，やむを得ない場合は，外部に直接露出しないよう，壁面の立ちあげ又は目隠しを設置する。 (3) 屋外階段は，避難設備としての機能が低下しない範囲内で，主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。 (4) 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫する。 (5) 集合住宅等においてはアンテナを共同化する。
その他	敷地内においては，できる限り電線類を地中化するとともに，近い将来，敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては，これに対応するための措置を行うこと。

## (※) 色彩の事項について

- 「落ち着いたある色調」とは，原色に白，灰，黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし，ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは，白，灰，黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは，塗料材を除き，使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは，基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは，彩度がやや高く，基本色に比べて彩度の高い色彩をいう。



### 3) 工作物の新築, 増築, 改築, 移転

景観づくりの基準	
原則として, 建築物の新築, 増築, 改築, 移転の部の事項及び基準に準じる。 ただし, やむを得ない場合は, 工作物の種類及び用途に応じて形態・意匠, 色彩, 素材を工夫し, 周辺の景観との調和を図ること。	

### 4) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観づくりの基準	
原則として, 建築物の新築, 増築, 改築, 移転の部の事項及び基準に準じる。 ただし, 工作物においてやむを得ない場合は, その種類及び用途に応じて形態・意匠, 色彩, 素材を工夫し, 周辺の景観との調和を図ること。	

### 5) 開発行為その他土地の形質の変更

景観づくりの基準	
方法及び変更後の形状	<ol style="list-style-type: none"> <li>長大な法面, 擁壁等を生じないように配慮すること。ただし, やむを得ない場合は, 次のことを工夫すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>勾配は, できる限り緩やかなものとする。</li> <li>周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</li> <li>できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</li> </ol> </li> <li>跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに, 行為終了後, 速やかに当該計画を実施すること。</li> <li>前記2. の場合を除き, 行為終了後は, 周囲の地形と違和感が生じないように, その回復に努めるとともに, 法面, 擁壁等も含めて, 自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>行為終了後, 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> <li>埋立て又は干拓に当たっては, 護岸, 堤防等は, 周辺の景観と調和するよう形態, 素材等を工夫すること。</li> </ol>

### 6) 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積

事項	景観づくりの基準
位置及び規模	<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地外からの出入口は, できる限り限定するとともに, 堆積物が道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。</li> <li>できる限り堆積物が主要な展望地から見えないよう配慮すること。</li> <li>できる限り堆積物の高さを低くするとともに, 整然とした堆積に配慮すること。</li> </ol>
その他	開発行為その他土地の形質の変更の部, 方法及び変更後の形状の基準に準じる。

### 7) 土石の採取又は鉱物の掘採

事項	景観づくりの基準
位置	敷地外からの土地の出入口は, できる限り限定するとともに, 採取又は掘採が道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。
その他	開発行為その他土地の形質の変更の部, 方法及び変更後の形状の基準に準じる。

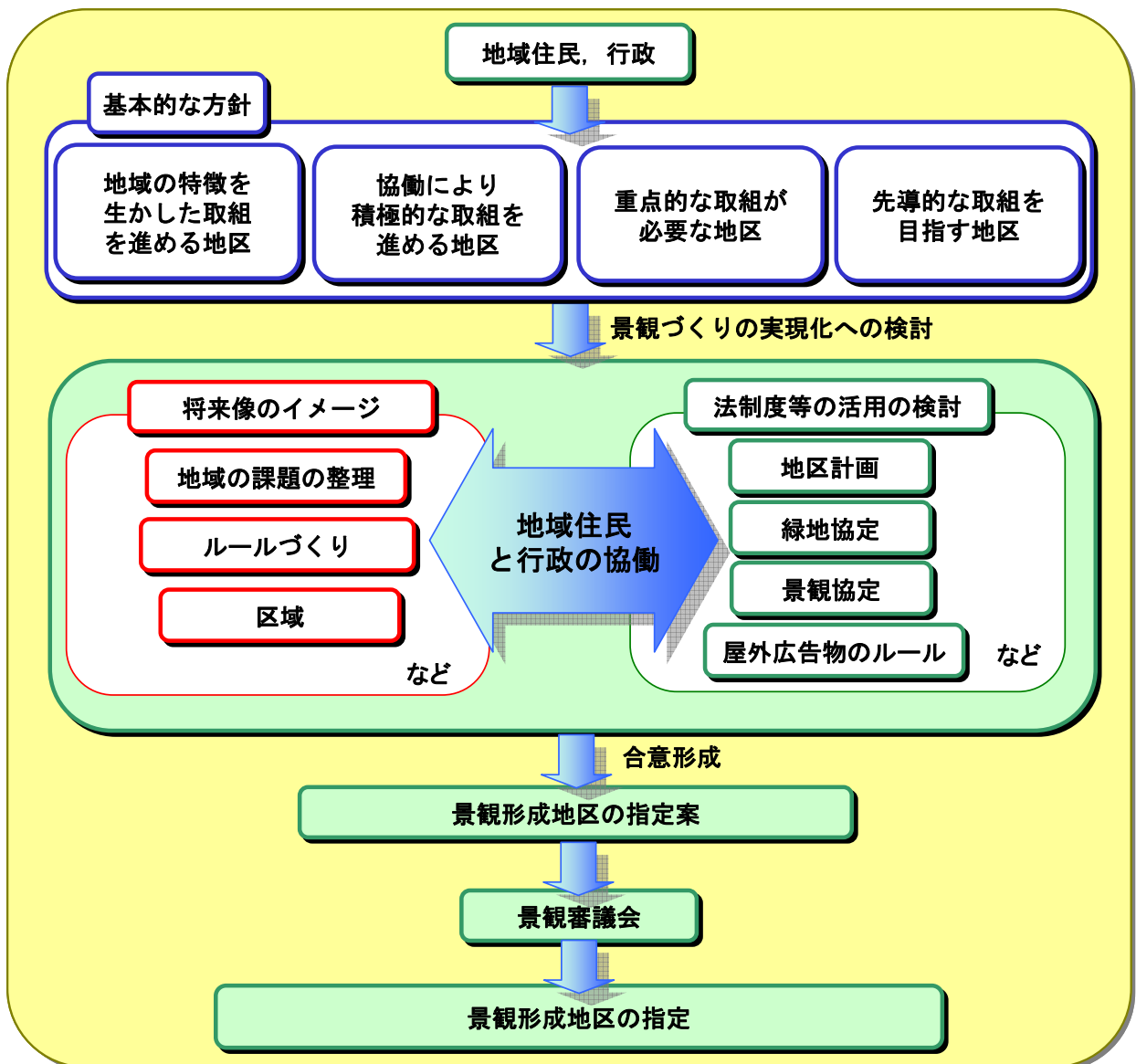
### 8) 特定届出対象行為(変更命令ができる行為)

(1) の届出が必要な事項のうち「建築物及び工作物の新築, 増築, 改築, 移転」又は「建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当する行為で景観形成地区において必要とするとき。

#### 4 景観形成地区の基本的な方針

今後は、本市を代表する優れた景観を有し、重点的な取組が必要な地区や本市の景観づくりを進める上で先導的な取組が必要な地区について、住民の方々と合意形成を図りながら、地区内の景観特性を踏まえた区域や方針を定め、きめ細かなルールづくりなどを検討していき、合意形成が整った場合は、法制度等の活用の検討を踏まえ、景観形成地区の指定を行います。

また、良好な景観を守り・育て、見つけ・磨くために、地域の特徴を生かした取組を進める地区や協働により積極的な取組を進める地区についても、住民の方々の合意形成が整った場合は、法制度等の活用を踏まえ、景観形成地区の指定を行います。



景観形成地区の指定のイメージ

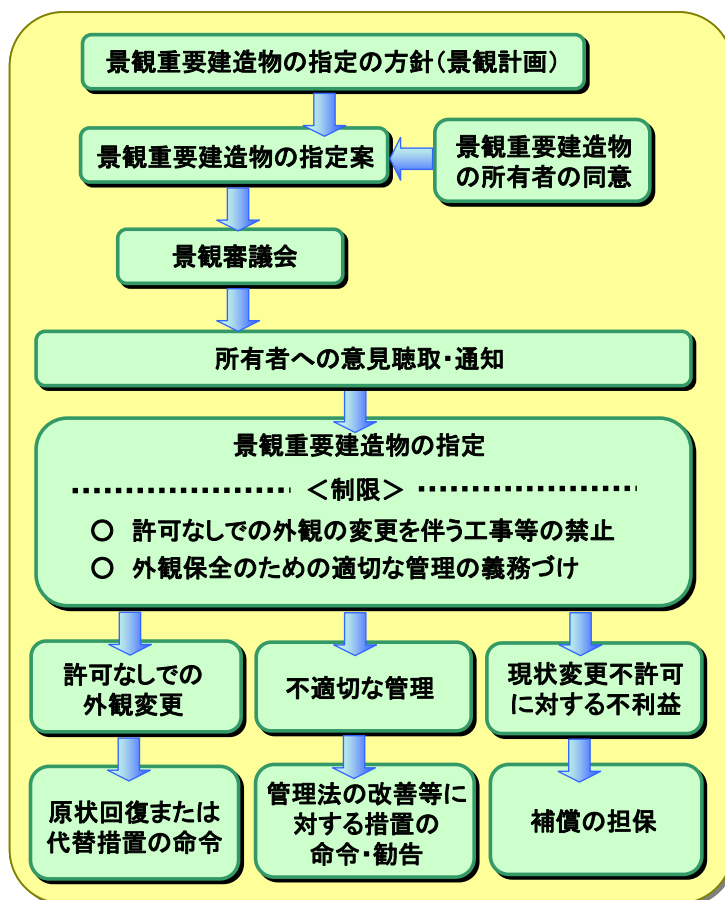


## 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

今後、景観づくりに重要な役割を果たしている建造物を景観法に基づく「景観重要建造物」として指定し、その適切な保全・活用を図ります。

対象	指定の方針
景観重要建造物	<p>地域の自然や歴史、文化等からみて外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から公衆により容易にみることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。</li> <li>(2) 歴史的価値や文化財としての価値にかかわらず、住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。</li> <li>(3) 新たに周辺の自然景観等と調和した景観を創出し、地域の景観づくりに主導的な役割を果たすと考えられるもの。</li> <li>(4) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法等の土木・建築技術、石積み等の造園技術、農林水産業の生産施設等をあらわしたもの。</li> <li>(5) 素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。</li> </ol>

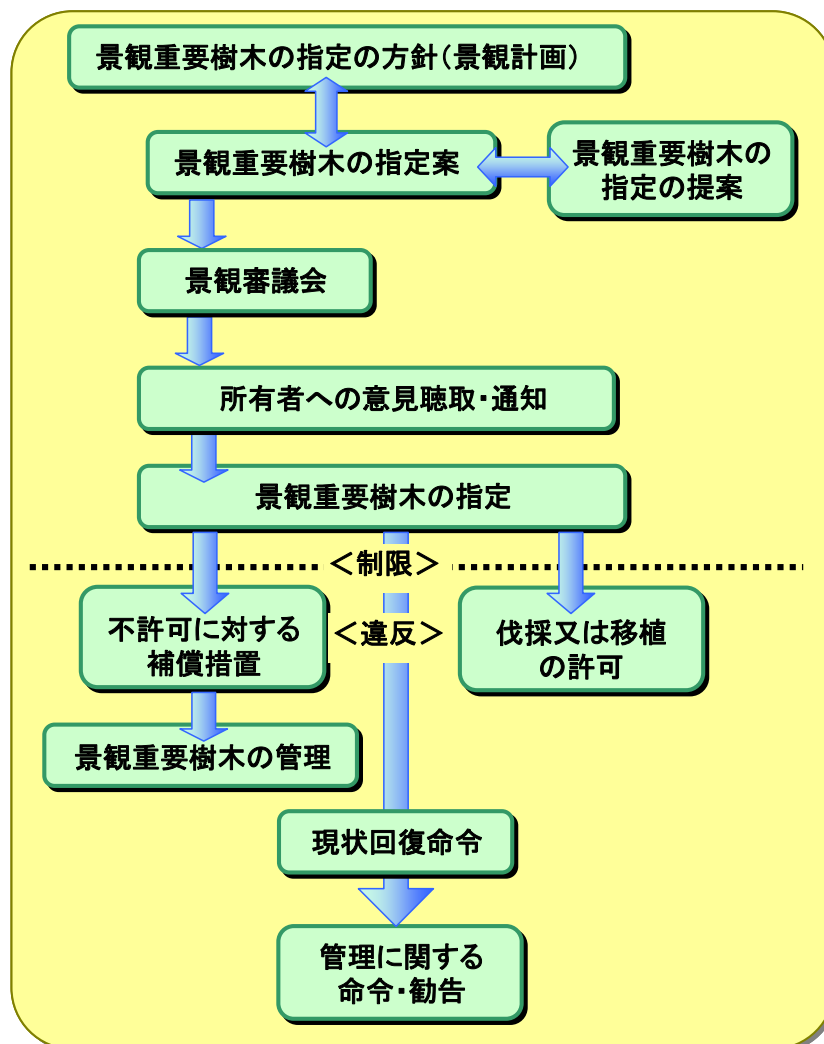


景観重要建造物制度の手続，制限

## (2) 景観重要樹木の指定の方針

今後、景観づくりに重要な役割を果たしている樹木を、景観法に基づく「景観重要樹木」として指定し、その適切な保全・活用を図ります。

対象	指定の方針
景観重要樹木	<p>地域の自然や歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路その他公共の場所から公衆により容易にみることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。</p> <p>(2) 種類、樹齢、植物学的価値や自然保護的価値にかかわらず、住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。</p> <p>(3) 新たに周辺の自然景観、建築物等と調和した景観を創出し、地域の景観づくりに主導的な役割を果たすと考えられるもの。</p>



景観重要樹木制度の手続，制限



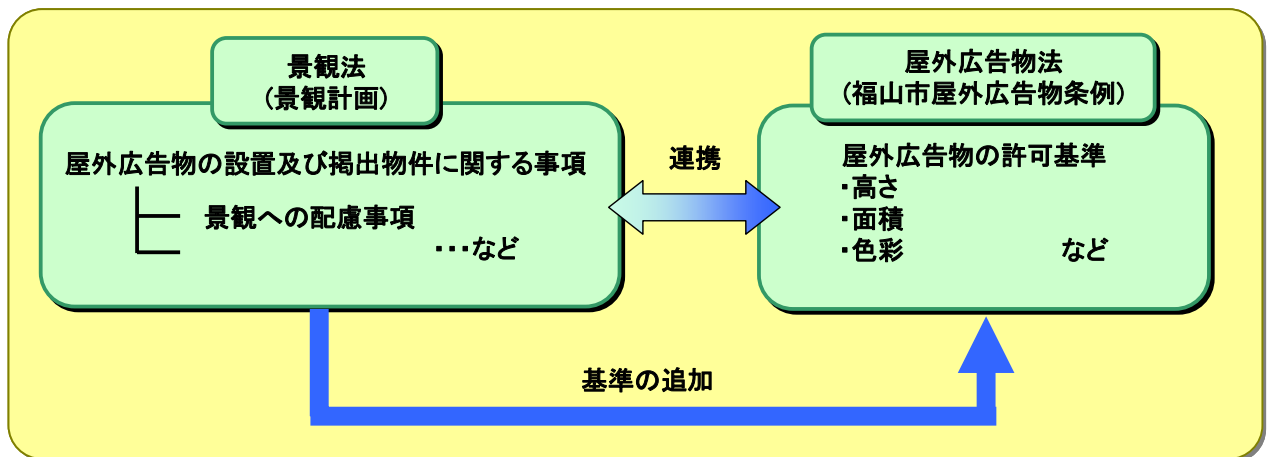
## 6 その他の良好な景観づくり

### (1) 屋外広告物の表示や物件の設置についての基本的な方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、まちのにぎわいを与える一方で、無秩序な設置は、良好な景観を阻害する要因にもなります。

そこで、景観づくりを進める上では、周囲と調和しない色彩やデザインを避けたり、設置する位置の統一感や屋外広告物の集約を誘導するなど、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観との調和が保たれるよう、質の高い屋外広告物の表示等を適切に誘導する必要があります。

現在、屋外広告物の表示・掲出については、福山市屋外広告物条例に基づき運用がなされておりますが、今後は、景観施策との連携により、屋外広告物の禁止地域等の指定や地域の特性を配慮した許可基準などについても検討します。

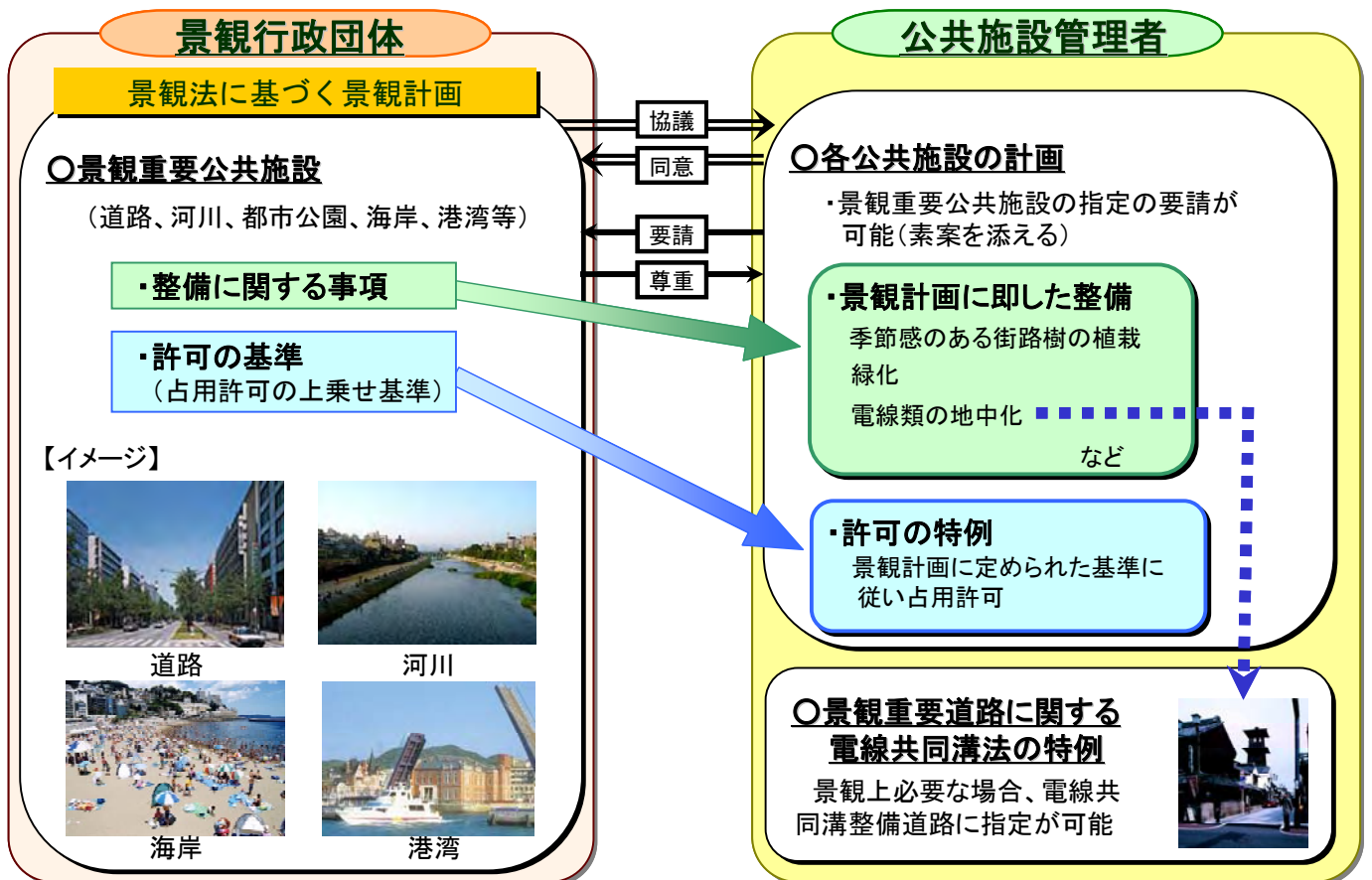


屋外広告物との連携による景観づくり

(2) 景観重要公共施設の整備の基本的な方針

景観づくりにおいて、道路、河川、公園等の公共施設が果たす役割は大きく、公共施設の整備や管理においては、景観づくりにも配慮した取組が必要です。

今後は、「第2章 2 良好な景観の形成に関する方針」に沿って景観に配慮した整備を検討するとともに、道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観上重要なものについて、各施設の管理者と協議の上、同意を得た場合又は要請を受けた場合は、景観法に基づく「景観重要公共施設」への指定などにより、先導的な取組を検討します。



景観重要公共施設の制度